

平成30年第4回玉城町議会定例会会議録（第2号）

- 1 招集年月日 平成30年12月6日（木）
- 2 招集の場所 玉城町議会本会議場
- 3 開 議 平成30年12月7日（金）（午前9時00分）
- 4 出席議員 （12名）

1番 津田久美子	2番 江島 高明	3番 山路 善己
5番 井上 容子	6番 竹内 正毅	7番 中西 友子
8番 北 守	9番 坪井 信義	10番 奥川 直人
11番 山口 和宏	12番 風口 尚	13番 小林 豊
- 5 欠席議員 4番 前川さおり
- 6 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 辻村 修一	副町長 田間 宏紀	教育長 中西 章
会計管理者 東 博明	総務政策課長 中西 元	税務住民課長 北岡 明
保健福祉課長 藤川 健	産業振興課長 西野 公啓	建設課長 中村 元紀
教育事務局長 中西 豊	上下水道課長 真砂 浩行	病院老健事務局長 中世古憲司
地域づくり推進室長 里中 和樹	防災対策室長 山口 成人	地域共生室長 奥野 良子
生活環境室長 見並 智俊	監査委員 中村 功	
- 7 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 山下 健一	同書記 川口 文香	同書記 上村 文彦
--------------	-----------	-----------
- 8 日 程
 - 第1. 会議録署名議員の指名
 - 第2. 町政一般に関する質問

順番	質 問 者	質 問 内 容
1	竹内 正毅	(1) 交通安全対策の取組について
2	奥川 直人	(1) 本年10月行政組織一部改正及び人事異動について (2) 玉城町の危機管理について (3) ブロック塀等の撤去工事費用補助について
3	北 守	(1) 防犯目的の機器等の設置・推進について
4	江島 高明	(1) 河川遠隔監視カメラの稼動状況について (2) 重いランドセル対策は

5	津田久美子	(1) 防災対策「大規模地震を想定した緊急時対策について」 (2) 公共施設の老朽化対策と将来を見据えた中長期計画について
6	山路 善己	(1) 下外城田地区の活性化について (2) 中楽朝久田線について (3) この一年を振り返って
7	井上 容子	(1) 貧困対策について
8	中西 友子	(1) 災害に強いまちづくりについて

◎開会の宣告

(午前9時00分)

○議長（山口 和宏） 開会いたします。

ただ今の出席議員数は11名で定足数に達しております。

本日の定例会に、4番 前川さおり議員から会議規則第2条の規定に基づき、欠席届が提出されておりますので、ご報告します。

ただいま小林議員のほうが入りましたので、12名で訂正させていただきます。

よって、平成30年第4回玉城町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山口 和宏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

7番 中西 友子 君 8番 北 守 君

の2名を指名します。

◎日程第2 町政一般に関する質問

次に、日程第2 町政一般に関する質問を行います。

〔6番 竹内 正毅 議員登壇〕

《6番 竹内 正毅 議員》

○議長（山口 和宏） 最初に、6番 竹内正毅君の質問を許します。6番 竹内正毅君。

○6番（竹内 正毅）ただ今議長より一般質問の町政に関する質問の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回のテーマは交通安全対策の取り組みについてというテーマでございます。

この件につきましては、平成28年9月に交通事故防止についてということで、質問していますが、今回、交通安全対策の取り組みについてを質問します。

交通安全対策の1つである交通安全施設の点検について聞きたい。まずはじめに今年の交通事故件数は何件で、去年と比較してどうであったかを聞きたい。

○議長（山口 和宏） 6番 竹内正毅君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 竹内議員から交通安全対策の取り組みについてのご質問、そして、その中で事故件数についてのお尋ねでございますので、お答えを申し上げます。

今年のこの10月末現在の総事故件数でございますけれども、361件で昨年と比較いたしまして4件減少という状況でございます。内訳といたしましては、人身事故の件数が29件、対昨年比で3件の減少でございます。それから、物損事故件数は332件、昨年と比較して1件の減少。物損事故のほとんどが店舗等から出入りする際の出会い頭の事故でございます。また総事故件数の約7割が、高齢者の方による事故という状況でございます。以上でございます。

○議長（山口 和宏） 6番 竹内正毅君。

○6番（竹内 正毅） ありがとうございます。私の調査では、町長とちょっと違っております。ほぼ同じですけども、人身事故件数は28年から30年にかけて、毎年40件前後出ております。負傷者数は52件、29年は57件、今年は18件ぐらい増えるだろうという話を聞いております。それで、死亡事故件数は0件と、物損事故件数は、町長は332件と言われましたけども、ほぼ同じで356件あります。総数にしまして、だいたい400前後を推移しておりますということです。そういうことで依然として物損事故が多いということがわかってきました。

次に、安全対策の1つである交通安全施設の点検は、定期的には実施しているかどうか聞きたいと思います。ここで言う交通安全施設は、町が管理する道路で防護柵、路面表示、カーブミラーについてです。

今回、特に小学生の通学道路についてを聞きたいと思っております。今回、特定の地域に絞って質問しますが、行政としては町全体の話として捉えていただきたいと思っております。

では、田丸小学校の通学路の交差点で、カーブミラーが片方しか設置していない理由について。この件については、上町魚町線、これは玉城つどい場「協」沿いの交差点を指しております。この件については、朝夕の散歩時や仕事で町内を運転している時に、交差点においてカーブミラーが片方にしか設置していないのに気がついた。なぜ片方しかないのかというのに疑問を思いました。

それはどういうことかといいますと、カーブミラーを見て安全を確認し、車を発進しようとした時、いつの間にか反対側から車が来て、アレとびっくりするようなことが起きました。反対側を見ますとカーブになっており、遠くを見渡せない状況にあると。それでまた手前には木が植わっておりまして、春から秋になりますと雑草がありまして見にくいと、そういう状態になって、カーブミラーを見て安全を確認している間に、車が来ていたわけであると。

何回も通っているうちに、相手はスピードを緩めずにカーブを曲がって、こちらに来ていたことがわかった。この場所は通学路であるのに、徐行もしないで来ているのは、なぜ危険が潜んでいるこの場所に、片方面にしか設置してないのか、事故に対する危機意識があるのかどうか疑問に思います。

この件を含めてお聞きしたいと思います。是非、危険防止を含めて検討願えませんか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 交通安全施設の関係でございます。所管します、防護柵、カーブミラーにつきましては、建設課のほうで所管してございますので、私のほうから答弁させていただきます、また路面表示につきましては、前住民課長のほうから答弁があらうかと思いますが、ご了承いただきたいと思っております。

通常の点検等でございます。カーブミラーなど防護柵、カードレールでございますけれども、これにつきましては、町の職員等がですね、出勤途中であるとか、現場へ出向くとか見て確認をさせていただいておるのが現状でございます。

また、竹内議員がおっしゃって見えまして上町魚町線の交差点でございます。カーブミラーというのは、あくまで見通しのきかない交差点等に設置するものでございまして片側につきましては、ブロック塀等がございまして、見通しが悪いということで設置してございます。

また反対側につきましては、若干木が繁ってきた時期ということでおっしゃって見えましては、今の時期ですと、葉っぱ等がない関係でよく見えるんですけども、繁茂しておる時期でもいったん停止線等で止まっただけであれば確認ができることになろうかと思っております。

あくまでカーブミラーというのは補助的に使っていただくものでございまして、直接目視によって安全確認を行っていただいくことが原則かと考えておりますので、すべての交差点について設置するという考えは、今のところないところでございます。また必要に応じて危険な箇所につきましては、随時地元等の要望に基づいて、設置をさせ

ていただいておりますのでございます。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 私のほうからは交通安全関係は、税務住民課のほうで所管しておりますので、そちらのほうからのご説明をさせていただきたいと思っております。

まずは、交通安全の点検等につきましては、交通安全協会玉城支部というのがございまして、この中で年4回ほど小学校、中学校、特にこちらの通学路で交通量の多いと思われる箇所を中心に点検、また巡回を行っておるという状況でございます。

こちらのほうで所管しておりますのが、路面表示また路面状態というのも併せて確認をさせていただきまして、もし、ひび割れとか、そういったものがあれば、建設課のほうと連携をして改善していくということで進めてさせていただいております。

○議長（山口 和宏） 6番 竹内正毅君。

○6番（竹内 正毅） 今、質問の回答をいただきましたけど、玉城支部から年4回点検しておるということですが、支部からここを直してくれとかいう話は出ておるんですか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） この交通安全協会玉城支部の活動の中で、危険箇所というのがもしあればですね、当然意見として、こちらとしては改善を進めていくということなんですが、これ以外に毎年小学校、中学校のほうから危険箇所を報告というのをいただいておりますので、それに基づきまして、現地を確認しながら改善するところは進めさせていただいております。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 中西豊君。

○教育委員会事務局長（中西 豊） 私どもの所管する学校のほうの点検の流れを、ちょっとご説明したいと思います。

まず例年6月から7月に危険箇所を、PTAなりのほうで学校と合わせて点検をしていただきます。それが教育委員会事務局のほうへ改善要望が出てきまして、その後所管課である税務住民課もしくは建設課とともに、内容を吟味して回答するという流れでございます。

また、通学路の合同点検というものもあるんですけども、こちらは学校・PTA、それから教育委員会、税務住民課、建設課、それから建設課も道路管理者ということで、場合によっては三重県ということもあり得るんですけども、それから警察と合わせたもので、合同点検を実施するのが概ね1月から3月ぐらいの時期で、それによって改善の必要が認められたというところは、改善をするという流れになってございます。

また青色回転灯パトロール、ボランティアによるものですけども、それから、子ども安全パトロールの方が子どもの通学時に誘導していただいておりますけども、そちらのほうでも気を配っていただいて、危険な箇所を報告いただくようになってございます。

以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 竹内正毅君。

○6番（竹内 正毅） 先日ですね、テレビで交差点での一時停止について、県の見解を見ますと、三重県では1.4%しか守られていないという報道をしております。それは全国ワースト3位であるという報道がありました。こういう皆さんはこうやって言われますけども、1.4%しか守られてないという状況、一時停止が守られてないという状況を考えてみてもらっていただいてですね、何とか危険防止に努めていただきたいと思っております。

次に、小学校の前面道路、いわゆる妙法寺明和線ですけども、交通安全表示、これはスクールゾーンの表示とか、通学路とか、カーブミラーの設置等の危険防止の表示がないのは何故かということをお聞きします。

田丸小学校の前面道路は子どもたちの通学路であり、さくら児童館もあります。当然、子どもたちの送り迎えの車がよく通ります。交差点もあります。1箇所は片方面のカーブミラーが設置してありますが、他の場所はないと。当然交差点に差しばかり安全を確認するが、西側方面いわゆる西光寺のほうは、家や木が植わっていて見にくい。これはどこかと言いますと、玄德寺の真裏の交差点、それから奥山衛生方面から来る交差点、この奥山衛生から来る交差点については、片方面のミラーしかついておりません。

そして、今度、小学校の正門前、これは一時停止の表示がない。そういうのを含めますと、油断をすると西側からスピードを緩めずに、車が通過してびっくりすることもあります。何故、子どもたちの通学路であるのに、スピードを緩めて徐行運転しないのか疑問に思い怒りが込み上げてきます。

朝の通学時間帯は、先生や交通安全指導員がいて、交通事故防止に努めていますが、夕方の帰宅時間帯はいません。また、道路も整備がされていてきれいになり、道路幅も広くなったため、運転がしやすくなりスピードが出るおそれもあると。こういう環境の変化を敏感に受け止めて、交通安全施設の設置や路面にスクールゾーン等の表示を、さくら児童館前とか、学校の正面道路に設置検討できないかお聞きしたい。できませんか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） スクールゾーンについて、まずご説明させていただきたいと思えます。スクールゾーンは小学校や、また幼稚園、玉城町ではございませんが幼稚園などの通学、また通園路で半径300mから500mの範囲を目安に、交通の車両の交通制限、これは先ほど言いましたように、一方通行とか一時停止とか速度制限を指しておりますが、こういったもの。また、交通安全活動を推進する区域を設定するという事で、こういったものをスクールゾーンということと呼んでおるということでございます。

スクールゾーンは、全ての小学校や幼稚園には、基本的に存在するという形にはなるのですが、路面表示につきましては、実際の車の交通量とか危険度、そういったものを

勘案しながら設置を考えるということになっておりまして、協議をするにあたっては、学校また関係する団体、また自治区、また所管する町の担当課とか、道路管理者、こういったところと協議しながら、設置をするかどうかというものを考えていくということになってございます。

現在、町内にはこのスクールゾーンというのは、設置をしていないと。道路表示としては、していないという状況でございます。また、交通制限にかかります一方通行とか、一時停止にかかりますものにつきましては、別途警察のほうと協議が必要ということになってまいります。

今後、自治区等からの要望、大変危険箇所であるという要望があがってくれば、協議を重ねながら設置もまた考えていく必要があるのかなとは考えております。

○議長（山口 和宏） 6番 竹内正毅君。

○6番（竹内 正毅） 子どもの通学路といいますと、私も常々気がついておるんですけども、小学校の1年生から6年生の子どもたちを見ておりますと、非常に学校の先生の指示がよく行き届いておりますと、必ず、ちゃんと止まって見ております。そやでこれは安心だなと思います。

ところがですね、それに伴う親はそういうことを頭に入れておりません。だから、どうということかといいますと、子どもを後ろへ乗せながら、もう止まらないでピュっといく、そういう環境があります。そういうことはどういうことかと言いますと、子どもたちは先生からきちっと教えを受けおきながら、親がそういうことを守らんということは、ええのかなということで、そう習っていくということがありますので、できるだけ行政としてもそういうことがないように、できるだけそういう路面表示とか、そういうものをつけていただきたいと思って質問しております。よろしくをお願いします。

次に農用区域内にある町道交差点で、雑草の除去処理をしないでいる農地があると。その撤去指導は、行政はしないのかということです。当然、町民の車の運行に支障が出ているから早急に処理できないかとの要望が出ておりました。

農地の維持管理というのは草刈りや泥の後始末等は、当然地主か担い手が管理することになります。現在、国の施策で農地中間管理機構による整備が進められております。この施設は担い手を決めて、多くの農地をその担い手に預け管理を任せている施策であると。

ところがですね、現実的な担い手も農地を拡大したものの、維持管理まで手が届かない。人手不足で人が集まらない等で、草刈り等の管理が遅れがちになっておると。改良区も早急に処理するようにと通知を出しているものの、なかなか返事がこない。そこでもう一度頼んでみるのとこのことで、草刈り処理は一応の解決はできました。

このような状況でやり取りしては、維持管理がスムーズにできないのではないかと思います。そこで提案として農地の新規借入時や更新をする際に、地主との利用権設定の申請処理をする。その時に申請書の中に、維持管理、草刈り、泥の後始末を励行するこ

と等を条件に加えることはできないか。この件については、行政はどう考えているか聞きたい。よろしくお願いします。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 西野公啓君。

○産業振興課長（西野 公啓） 今、議員お尋ねをいただきました農地の除草、またそれと合わせて農地を耕した後の公道への残土、土砂の放置、こういったものも同じように、私たちいろんな課題として捉えております。この辺りの処理につきましては、やはり地権者を含めましてモラルではないかというところが、非常に大きいと思います。

これらの除草指導というのですか、この辺りにつきましては、道路管理者として地権者、また今おっしゃいましたような担い手、土地改良区といった辺りにお願いをすることによって、これまでもさせていただいておりますけども、また、農業経営基盤強化促進法に基づきます賃貸契約、この申し出の際に、申請書の中には実際に共通事項というのがございまして、この項目の中に確かに利用権の取得者、いわゆる受け手としての責務という欄がございます。

そういった中に適正に利用しなければならないという責務をうたってございまして、この辺りを準用させていただきますと、一定のルールとして、この処理についてはお願いをすることかなと考えております。

また、それ以外の項目につきましては、個別事項として相互に協議をいただくということにはなりますけども、今、ご質問の中にもありました人・農地プラン、中間管理機構、この辺りの中で実際に既に13集落のところ、このプランが立てられておまして、この整備をさせていただく中で除草や土砂の放置など、ちゃんと処理をしていただくような取り決めをしていただくのが、一番よろしいかと考えているところでございます。

また中間管理となります集落としても、その辺りを取り決めていただいて、それをうたい込んでいただくということが、一番よろしいかと私は考えております。以上です。

○議長（山口 和宏） 6番 竹内正毅君。

○6番（竹内 正毅） 何故そういうことを言いますかといいますと、契約書の中に書いてあれば守ってくれと言った時に、一応これに書いてあるじゃないですかと、これを守ってほしいということで言えば立場ができるということで、私は質問しております。

今回は地域に絞って質問しましたが、行政としては町全体の課題であるということで、考えていただきたいと思ひまして、今回の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、6番 竹内正毅君の質問は終わりました。

〔10番 奥川 直人 議員登壇〕

《10番 奥川 直人 議員》

○議長（山口 和宏）次に、10番 奥川直人君の質問を許します。10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人）それでは、議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

今回は3点の質問をさせていただきます。

1つは、今年の10月に行政組織の一部改正がありました。それとそれに伴う人事異動があった、これについてお聞きをしたいと思います。

2番目が玉城町の危機管理について、3番目がブロック塀等の撤去工事費用補助について質問してまいりたいと思います。

それでは、まず今年10月に行政組織の一部改正と、それに伴う人事異動について、お聞きをしてまいりたいと思います。これについては広報たまきで10月の広報、これについて組織の詳細が書かれておりますので、見られた方もあると思います。

10月1日付けの役場の組織変更が行われ、その組織変更の目的は、町長の話で3つ大きくありました。それは、現在、2つの重要な計画を今、推進しているということで、その1つは第5次総合計画の後期基本計画で、これについては5年計画で3年目なので、あと残り2年、そしてもう1つは玉城町、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、これは4年目を迎えているということで、来年は最終年度ということになります。どの計画も目標達成に向けて重要な時期であるわけであります。

2つ目が、去年の台風21号も含めまして、防災の減災対策を積極的に進めると、このようにおっしゃっていますので、その取り組み。

また3つ目が、住民協働で効率的なまちづくりを推進する必要があると。この3つが今回の目的達成に向けた手段であります。それが効果的かつ機能的な行政組織に改める必要があるということをおっしゃってしまして、そういうことで組織変更を行ったということであります。

そこで一般的に組織変更は事業の改革や活性化を図るための手段であるわけです。その目的を誤れば、組織がうまく機能せず、大きなロスが出る可能性もあるというのが実態であります。必要性を明確にして慎重に審議をされ、決定されてきたと、このように私は玉城町の場合も思うので、玉城町役場において重要なこの時期に、あえて組織変更を必要とする必要性、いわゆる問題点とか、こういう課題がある、だからこうしたいということ、町長からなぜ今回この重要な時期に、組織変更をしたのかお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 奥川議員から組織変更についてのご質問でございます。

ご質問の中で詳しく述べていただいたとおり、そして、そのことは9月議会で十分議論をいただいて、ご審議いただいて、またそれぞれの委員会でもご審議をいただいて、全会一致で承認をいただいて、現在に至っておるということでございます。

その目的も先程来、奥川議員が3点あたり、あるいは4点の総合計画なり、あるいは

総合戦略なり、あるいは防災・減災なりと、あるいは協働のまちづくりなりということの、またそういう形での10月1日から機構改革をいたしまして、実施をしておるということでございます。

なんと言いましても、特に地方の現状は厳しいものがあります。玉城町のこれからの将来を見ていただいても、それぞれ資料でお示しをしておりますように、人口ビジョンを掲げて、そして何とかして今まで作り上げていただいていた玉城町のこの良さを持続していくために、どうあるべきなのかということ。

そして、当面する課題、あるいは将来へ向けての課題、将来を見据えて今、何が必要なのかということ考えた上での、これからの体制づくり、そしてそれぞれに取り組んでいくという考え方で体制を整えさせていただいておるということでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 私はあえてこの時期にどうなかと、少し疑問に思いましたもので質問しました。また後ほどそういった質問については、もっと詳しくさせていただきたいと思います。

町長にお聞きしたいのですが、あえてお聞きするわけですが、組織変更というのは、私も長い間 議員をしていますけども、どのような形で議論されて、こういう体制になるのか、経過がちょっとわからないので、その経過について、今回の場合でも結構ですけども、どのような審議をされて、こうなっていくのかという経過を教えてくださいたいと思います。

○議長（山口 和宏） 副町長 田間宏紀君。

○副町長（田間 宏紀） 機構改革、役場の組織改革につきましては、いろんな取り組みが過去においてもされておるところでございます。今回のこの10月1日付けで実施をいたしました機構改革の流れと言いますか、これについて説明をさせていただきたいと思います。

まずもって6月の段階で、各課長会におきまして、各課長のほうでまずは事務分掌、分担の見直しの必要があるかないか。また効率的な行政運営を行う上での内容等に合致するべきところはどこがあるんだということで、まず担当課長がしっかりと自分の受け持つ担当の整理を行い、そしてまた各課長のほうから提案方式の中で、こうしたらどうかという提案を出し、それらを総務また私、副町長の中で吟味をしながら、整理をし、それを整理をしたものを、また課長会議の中で、どうすべきかということを議論を進めたところでございます。

そういう過程の中で当然町長のほうにも報告、提案を申し上げ進める中の大筋ラインを確認しながら、順次進めてきたということで、8月中旬であったかと思うんですけど、だいたい素案としてまとめあげたところでございます。

そういう中で条例改正というものが必要になるということから、8月下旬の全員協議

会のほうでご提案申し上げ、また議員の皆さん方からもご意見を賜わりながら、条例の制定化、そして9月におきまして、条例の提案、そして可決、施行という形で、今現在に至っておる状況でございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） わかりました。ありがとうございます。

それでは、次に今回、重点分野の課題解決に向けた組織変更の目玉と申しますか、新しく専門部署というのか、室長さんをつくったということで、この三室ができたわけですが、この室どのような働きを果たす組織なのか、二室についてちょっとお聞きをしてまいりたいと思います。

まず、防災対策室、危機管理係についてお聞きをしたいと思うのですが、防災対策室は防災・減災対策と危機管理体制を整えると、このようにおっしゃっておりまして、長年かけてなかなか進まなかった玉城町の防災対策でもっとも重要な自主防災対策づくりや、昨年氾濫した外城田川の詳細な原因究明及び恒久対策、そして、監視カメラの設置、維持管理体制、こういったことも重要です。

また台風や洪水時の情報発信の仕組みや体制の整備、または町全体の防災訓練の企画、そしてタイムラインの作成と普及もしていかなければならない。また、ため池の強度調査、これの周知をしていくということも十分できてない。また防災倉庫の管理、各戸の耐震診断の普及、ブロック塀対策や家具転倒防止の普及等々、住民の命・財産を守るための大きな責務を抱えておる部署であるわけであります。

またそれ以外に、県や消防、自衛隊、病院、企業やスーパーなどとの連携も、これも必要でありますし、また危機管理という意味では、24時間の管理体制や備えのあり方など、多く進めていかなければならない、玉城町において進めていかなければならない業務が山積しておるという状況であります。

そのような中で、やっと我が町にも専門組織として、防災対策室を設置していただきました。今までの遅れを挽回すべく創設されたものと思いますが、玉城町としては私は大きく一步前進したのかなと思っています。

これは町長にお聞きしますが、防災対策室や危機管理の、先ほど申しましたように、多くやらねばならないことを抱えております。具体的にはどのような体制で、業務や目標などを指示されておるのか、お聞きをしたいと思います。町長、お願いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） このことも組織体制の、議会での審議の中で十分何度も説明をしたこととありますが、あえてご質問ですので、重複しますけれども、お答えを申し上げます。

防災対策をはじめ、いろんな最近の危機管理体制を整えなければいかんという時代になっておるということは、ご承知のとおりでございます。そしてその中でお話をさせていただいておりますように、より住民の皆さん方が主体で、地域づくりをしていただ

く自助・共助、こうした取り組みを推進していきたい。そういう考え方で、防災対策室を設置をさせていただいたということでございまして、これはやはり小さな玉城町の組織でありますから、より横断的にいろんなところが、昨年の10月の災害もありましたけれども、いざ有事の時になりますと、それぞれで所管する事柄が多いんです。

それぞれが横断的に力を合わせて取り組んでいく、そういう意識を持っていく。そしてそれのまとめ役をすると、こういうところでのこのセクションを設けたということでございます。以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですか、町長、しかしですね、私は職務事務分担表、これがあるんですね、これをいただきました。これを見るとたぶん議員さんもそうだと思うのですが、私たちがイメージしている専門組織に近い室とはいえないのではないかと、このように思います。

防災業務は当然されるわけでありまして、その他に入札管理制度、それと情報化推進、これはたぶんおそらく役場のコンピューター関係、情報関連、これ全て推進せえと。区長会や自治会に関する業務、これは防災対策室が担うと、このように今なっております、こんな説明は私たちは聞いていませんし、そういうことに対して審議をされたりした覚えもない。

要はいわゆる従来と何も変わってないのと違うかと。ただ室というものを置いて、中身は何も前と変わってない。たがら多忙で回るのかということをお願いします。いわゆる名前だけ変わったのかというふうに捉えてしまいがちになるので、その辺について、どのような形でお考えなのでしょうか、その辺の配慮、また目的を達成するために、どんな位置付けにするのか、ここをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 先ほどのご質問でございます。

この度、10月1日総務政策課が設置されまして、新たに危機管理を担当する防災対策室、また政策推進を担当する地域づくり推進室という室が設けられております。そこで先ほどのご質問、事務分掌のお話になろうかと思います。おそらく議員お持ちは10月1日付けということで、検討した事務分担表をお持ちだと思うのですが、現在、総務政策課の職員11名おります。その内、10月1日採用の職員が2名という者が配属されておるわけですが、このような中、10月1日から業務を遂行するための事務分担を行うということで、年度途中、事務の混乱を最小限に止めるため、基本的には従前行っていた業務を引き続き行うような配分をしたところでございます。

しかし機構改革の目的に沿った業務分担でないということをお断りいたしましたので、可能な範囲で変更をかけ、今現在に至っておるところでございます。また、新年度になりますと、この改革に沿った業務配分をするように考えておるところでございます。なお、変更いたしました業務といたしましては、地域づくりに属する業務、先ほ

ど申されました自治区に係る業務でございますが、これにつきましては、地域づくり推進室に変更したというところでございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そういうことをしていただきたいと。このままやったら、名前だけ変わって、また空回りするのと違うかということですので、その辺について答弁いただきましたので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

ついでに町づくり推進室についても聞こうかなと思ったのですが、もうお答えいただきましたのですけども、私の意見としてここは。町づくり推進室にきましては、政策推進課という形になっているんですか、まちづくりは、私はこの地域づくり推進室、政策推進室は役場の最も重要な、今テーマにあげている協働とか防災とか、自治区とか、これ全てがここに入ります。重要や役割を担う専門組織であるわけでございます。

防災のあり方とか、区長会、先ほど申されましたけども、区長会、自治区に関すること。また、業務はまさに、そうですね、自治区とか防災というのは、本来は地域づくり推進室が担うべき大きなテーマだとこのように思っています。また、ほかにも町民及び自治区の管理とか産業振興の関係、そして、少子化や健康施策、防災対策との連携など、これはとにかくスタートする上においては、とにかく現場、現物、現時点のいわゆる三現主義といいますか、その中から一遍課題の整理をして、そしてどうあるべきなのかということをしっかり見ないと、何か計画だけつくって、あと人がついてこんだら駄目だということになりますし、そういった意味では、地に着いた一步一步みんなが前進していけるような、是非企画といいますか、そういうものをこのまちづくり推進室で練っていただいて、みんなが住民の皆さんも含めて、足並みを揃えて活動できて、そして成果が出たら出たで、みんなが成果を共有できる。そういった取り組みにしていきたいと、このようにお願ひをしておきたいと思ひます。

では次に、組織変更に伴う職員の異動がありました。それは先ほど申されたように、組織も変わったから、たぶん人員も変わるということだと思います。大きく九つの課と出納室を入れると1室があつて、10の組織が役場にはありますが、その内の8人の課長が、課長代理も含めて異動されたということになります。

これもこの人事異動は、事業の改革や活性化を当然目指しておられまして、人事に対しては、町長はトップとして、町長が町長の立場で策を練られ、人選されたのかどうかをまずお聞きをします。町長、お願ひします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 町政の執行者として、私に与えておる専権事項でありますから、それは私のほうで適材適所を考えて配置をしておるというものでございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうしますと、町長がお一人でお決めになられたということでもあります。しかし、私は今現在、目標達成に向けて重要な時期だということは、先ほど申

しましたようにあります。総合計画、そして、まち・ひと・しごと地方創生計画を含めて、重要な時期だと。

それで、これはその達成に向けては、まず1つはどんな形で達成をしていくんだという制度の問題と。時間が限られておる中でスピードをあげていかないかん。この2つが今求められております。その中で8割の幹部の皆さんが代わった。また、多くの職員も異動があったということで、それは町長がおっしゃっていますように、私の専権事項で状況を見ながらやっておるということですが、私は混乱を招かないのかなと、少し心配をしているところであります。

私自身の意見を申せば、この重要な時期に最小限の、とりあえずは小規模な変更にして、まずは計画実現を最優先にすべきなのかなと思います。こういう体制で町長は十分できるということだろうと思います。

何故この時期に、こういった人も含めて、組織はわかりました。しかし、人も含めて変えられたのか、何か切羽詰まった状況があるのか、ないのか。これは町長にお聞きします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） いろいろご心配いただいて恐縮でございます。

役場の管理職がほとんどの行政経験を経て、今日に至っておるというスタッフばかりでございます。それぞれセクションは変わりましたが、小さな組織でありますから、たえずいろんな意見交換なり、コミュニケーションをしております。そして、町として何が大事なのか、総合戦略あるいは総合計画を策定する段階では、ほとんどの者が今までのスタッフとして参加をしておるということから、さらにそれぞれのところでしっかり努力をしてくれると思っています。

何故この時期かということからでございますけれども、やはり年間を通して、年度を通していよいよ新年度の当初予算編成に入っていくということから、10月1日付けのタイミングで、こうした大規模な異動をさせていただいて、そして、新しい年度に向けて、あるいは将来へ向けての体制、あるいはいろんな対策を、それぞれが責任者として考えていく良いタイミングだという判断をした、それが10月1日ということからでございます。以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですね、1つは良いタイミングだと。12月、来年度の予算を組む。しかし、それは体制として、その人のなんていいますかね、タイミング的なものであって、我々今現状進めているいろんな事業があります。玄甲舎の問題やら、いっぱいある中で、そういったことがうまくいくのかなと、これもまた少し心配をするところでもあります。

町長も人事異動をお一人で決めてやられたということですが、特に先ほども申されましたけれども、適材適所というお話もありましたが、特に心配りといいますか、重要視

されているところのポイントは、どんなものがあるのか、人を異動させる時に全体的な組織の問題もあれば、個人もいかにいかんと、いっぱいありますけども、どういうことを配慮されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 主にどういうところかというのは、全てです。行政全般すべてです。もう1つ申し上げたら、奥川議員も前段の質問でありましたような3点、4点のところの重点に力を入れていかないかんとというのが、町の喫緊の課題だと、そういう認識を持っての力を入れていかないかんとという考え方です。以上です。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですね、あくまでも目標があったわけであります。事業を推進すること。そして、災害に対する対策。そして、地域づくり、協働のまちづくり、これを円滑に進めるという形で、新しい組織ができて、新しい人員体制ができたということなので、町長がおっしゃっていますように、やっぱり横の連携とか、昔携わっておって新しくなられた人については、過去の職場の相談とか、いろいろな連携を深めながら、是非この3つの目標が充実して達成できるようにお願いしたいと思います。

では、次に玉城町の危機管理。

○議長（山口 和宏） 奥川議員、ちょっとそれへいく前に、先ほどの質問の中で、地域づくり推進室です、奥川議員はまちづくり推進室というもので、そこだけちょっと訂正する、そのままでよろしいか。

○10番（奥川 直人） いいです。はい。

○議長（山口 和宏） わかりました。次。

○10番（奥川 直人） 玉城町の危機管理について質問します。

9月22日、今年の9月22日、夕刻に発生しました弘法温泉を含めて、外城田の一部地区の断水についての課題や、断水したのですが、その課題や今後の施策について、お聞きしてまいりたいと思います。

この状況は町長もご存知だと思いますので、どのような検討を役場としてされ、どのような課題や今後の対応策を決められたのかお聞きします。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂浩行君。

○上下水道課長（真砂 浩行） 今回の事案につきまして、山神の配水池の水位低下が原因でございますけども、その水位経過が発生したと、山岡の水源地のほうから連絡がありました。

それで、原因不明の多量配水について、現場踏査等に時間を要し、場所の特定で1日程度を要しました。結果として、使用水量が増える夕刻の時間に、山神配水池全般、特に原地区の山間部で、水圧低下を起こしました。アスピア玉城についても、営業が困難となり、早々に閉店する事態になりました。

そこで、今回の課題、問題点として、この事案について課題問題を振り返った結果、

大きく2つあると考えます。まず1つ目は、配水池の水位低下が発生した時点で、原因調査や復旧に要する時間を見込んだ上で、実際に関係者及び関係機関に周知する必要があったが、被害が事前に想定できず、また原因搜索のために人員を配置したために、関係区や関係機関との情報伝達が疎かになったことです。

結果、周知する前に水圧低下を起し、一部の地域では利用者に多大なご迷惑をおかけしました。

2つ目についてです。現場で原因究明にあたり、明確な作業手順がなかったことから、原因の搜索に時間を要したことであります。このことから今回の件について振り返り、検証した上で、次のように改善を図ります。

改善案といたしまして、関係区及び関係機関への周知について、今回の広域にわたる配水池の水位低下と原因究明に時間を要することが事前に想定される場合は、被害区域を想定し、断水等、最悪の事態が起きる前に、各関係機関などへあらかじめ連絡を行います。また、必要なら事前に断水の可能性等を総務政策課の協力を得て、防災無線で各戸お知らせすることとします。

改善した作業手順について、今回のように配水池の水位低下の回復がみられない時に、幹線管路の破裂による漏水、次に事業所、プール等の引込み管路の大きい水道利用者の漏水を疑います。それぞれ巡回ルートを作業班で確認後、発見次第対応を行います。

それと合わせて、規模に応じて事務所に職員を配置させ、それぞれの作業班との連絡調整を図り、原因究明が遅れるようであれば、事務所調整係が関係区及び関係機関へ調整を行うことができるように改善いたします。以上です。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） まず危機管理とは、不測の事態に迅速的確に対処できるよう事前に準備をし被害を最小限に食い止めるための対策を講じることであります。

今回の事案につきましてですけれども、課長会で情報共有はいたしております。町の危機管理体制といたしましては、防災警戒対策を基に所管する課長から本部長であります町長、副本部長であります副町長、教育長、そして総務政策課長への連絡体制となっております。その上で情報整理を行い、検討を行い、応援、周知などを被害を最小限に食い止めるための対策を講じてまいります。

なお今回の事案につきましては、先ほど上下水道課長が申し上げましたみたいに、担当課だけで対応していたため、原因究明に不測の時間を要したことは確かです。今後は水道事業だけでなく、また事業の大小に関わらず、総務政策課が状況を把握し、対応することが必要と考えております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですね、一番困ったのが夕方、これは私のところでも夕方の6時頃、水が出やへんということになりました。隣の家を聞いたら隣も出やんで、こ

れはもう町から放送がかかるだろうと、単純なものじゃないだろうなということで、放送がかかるだろうなと思っていましたが、役場からの放送がないと。これは1つ問題でした。

もう1つは、地元の区長さんからやっぱりあかんわと、みんなから電話がかかってくるのやということで、それで私は役場へ電話をしました。その時にまず副町長に電話をしました。そして、町長にも電話をしました。総務課長にも電話しました、携帯で。でも出てもらえないんです。出てもらえなかった。

それでやむなく私は総務課へしたけども、総務課は留守電になっていますから、それで宿直さんにどうなっておると聞いたら、いや詳しいことわかりません、当然ですよ。でもなんか美和ロックのほうで断水しておるよだということの返事だけです。

7時に、発生してから2時間ぐらい経って、弘法温泉へいっぺん聞いてみようと思っ
て、温泉へ聞いたら、これが6時半にもう閉店しましたということでした。閉店は担当課の職員が来て、無料券を配ってすいませんと、6時半に閉店しますということで、もう6時半には先ほど言われた山間部、私も原の山間部に住んでいますのやけども、山間部のほうでは水が出ない状況だったということなので、これは6時半の段階で弘法温泉が出ないということ、原地区も出ないんだらうということ、そういう他へ連絡が、何故、産業振興課から総務課へ連絡がいかなかったのらうと、これが1つの課題なんです、連携ですね。

あと先ほど申しましたように、6時半、夕飯もつくりませんか、風呂も汲まいませんかということで、それで放送もなかった。やっと2時間経ってから田間副町長から実はこんなことです。水道課長だった中西さんからも、こんな状況なんですということで、やむなく自治区でこんなことだということを、副町長がちょっといっぺん放送するわという形で、区で放送を入れたという状況です。

そして、3時間、9時20分、3時間半が経ってから、町長に携帯しても出ないと。それで出ないもんで、自宅へ電話しようと思って、自宅へしたら出られたんです。何のための携帯電話なのかなということで、私は今日は危機管理体制ということ、あえて書かさせていただきました。

わずかなそういう事象かも知れませんが、まさにそういうことだということです。この危機管理体制どうするのやと何回も私は、前総務課長にも聞いておるわけです。答弁は今日と同じなんです。危機管理は、みんなで各担当者を含めて対応する、大丈夫ですと。こんな状況でこんな結果やもの、一体、危機管理体制はどうなっておるのかと。普段から日常の中でそういった体制を職員さん、みんなが共有し合って、そして危機管理を対応すると。だから大丈夫なんですということを、危機管理監をなくした時に、そういった対応をいただいているのに、こういう状況であったということは、皆さんが頭で思っていることが、当然できないということなんですよ。

そやで現実、いざという時に役に立つのかなと、いろいろ答弁をもらいましたよ、今

までも。そういうことになるので、本当に地についた対応をしていただくようお願いしたい。今回は真砂さんが言ってくれたのは、断水とか、そういう処置と連携、そして山口さんが言われたのは、危機管理体制ということですが、現実はそうなんです。

そういうことで、必ず常にいつでも連絡がトップに行くということの仕組みを、それぞれの皆さんが責任を持って果たしていただかないと、大変なことになる可能性があるということなので、今回、こういう教訓がありましたので、そういったことを是非これから形にしてほしいと思います。

これについては、後ほどまた機会があれば、こういうふうにしましたという形で、危機管理室かどこから、きちっと総務政策課でもいいですよ、こういう形にしますという形のをいただかないと、今まで我々は信じてきていますけども、信じてきてこの結果だという形なので、その辺については明確になんかの形でお知らせいただきたい、このように思いますので、よろしくこれは町長にお願いしておきたいと思います。

次へいきます。

3番目ですが、ブロック塀の撤去工事費用についてという形で、ご質問します。皆さんもご存知のように、本年6月に大阪府の北部地震で、女の子が児童がブロック塀で下敷きになって亡くなったということであります。このブロック塀、そのことを受けまして、ブロック塀の危険性を再認識し、住民の安全確保と避難路確保、当然倒れると道路は通れせんから、避難路も確保するという意味でブロック塀等の撤去事業補助金交付金を6月18日から玉城町としてスタートをしました。

町長いまさらではありますけれども、この危険と思われるブロック塀の撤去の必要性、どれぐらい必要なんだと、もううちはすごくこれは、これだけは解決したいと思われどるのか、その重要度について、ご認識をお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 重要度を認識しましたら、予算を議決をいただいて、周知をしてそれぞれ所有者の皆さん方がお申し出があれば、お答えをさせていただくという制度をつくらせていただいております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） そうですね、非常に重要だという形で補助金も出しているということです。この補助金は現在の利用者数は、利用された方やな、申請されて利用された方は何件あるかお聞かせいただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 11月末現在でございますが、申請につきましては11件、うち8件が既に補助金交付済となっております。また、今現在、窓口へのお問い合わせが4件ほどございます。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） それでは申請の窓口でいろんな問題提起とか、課題提起とか、さ

れた事項はありませんか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 申請問い合わせの際の問題ですけども、制度開始後、相談を受けた中で、特に問題はない状況と認識しております。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 私は申請された方が、窓口で説明を聞いた際、口には出さないけれども、えっと思われた方が多いのではないかと、こんなふう想像するわけでありませう。いわゆる期待を持ってお越しいただいたのですけども、なんだそうなんかという形になってないかなというふうに思います。

それは1つは広報たまきの8月号で、皆さんのお手元に今お配りをしていますが、これですね。まず趣旨ですが、上から4行目ぐらいに、私が黒い線を引いているんですけども、町では災害を未然に防止するために、危険なブロック塀の撤去や撤去後に生け垣やフェンスなどの安全なものを設置する費用の一部をしますと、こう書いてあるわけです。

補助対象となる工事につきましては、3つありまして、1つは当然撤去する工事だと。それで2つ目が高さが1mあるやつを40cmに下げる、これも補助しましょう。その3つ目が1と2の後ですよ、下げた後、生け垣やフェンスなどの安全なものに変更する工事補助しますと。補助対象となる工事と書いてあるわけです。

皆さんはこれを見て、たぶん普通そうなんやと来られると。ところが、この補助金額というところがややこしいのです。当該撤去工事に要する補助対象工事費というのは、先ほど3つ言いました。生け垣をつくるのも入れますと、「と」です。撤去するブロック塀の長さ1mにつき1万円、だから5m塀だったら5万円ですね、5万円出しますよと補助を。うちのいずれか2分の1だと2万5,000円、5mであれば2万5,000円で、どちらかと言いますから、それに生け垣も入るのやろと普通思うんですよ。生け垣もフェンスや安全なものにするよ、それも入れてやったら見積りが30万円かかったら、最低でもマックスは10万円出しますという形になっていますから、10万円もらうのかなと思うのですけれども、この補助対象費と、「と」が問題なんです。ブロック1mについて1万円の2分の1やと、比較したということになります。

ですから、玉城町がこのブロック塀などの撤去工事費用を補助しますというのは、本当にいろんなことを書いてあるのですけども、ブロック塀を撤去するだけだと。5mのものだったら2万5,000円しか出ないし、10mのものやったら5万しか出やんと。それ以外は一切出しませんということです、これは結局は。

ということは誇大表示だと、いいこと書いてあるのやけども、結果、最後を見たら結局は撤去するものしか出やんやないかと。いうたら撤去する分しか補助しません。補助対象はブロックをなんていいますか、壊すといいますか、撤去する工事費のみですとするといいのだけど、いっぱい文書が書いてあるので、住民の方は混乱すると思います。

私も原で、こういういい制度があるんだっただという形で、地域の皆さんに回覧板をつくりました。今、役場からこんな補助金が出ているんで、皆さんも協力してくださいと、使ってくださいねと出して、申請に行ったら、いやいやそこは出ませんのやと、結果申請があって、役場へその申請を持ってきたら、いやいやそれは出ませんと。結局ブロック塀を壊した分しか出ませんということになりますので、非常に誤解を招いて、私も申請していただいた方には、ちょっと申し訳ないな、こういうことだと謝りに行ったんですけども、その辺、現状、町長それは見ていただいて、どうお考えなのか、これでいいと思っておるのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 自治区でわざわざ回覧をしていただいて、ありがとうございます。想像でのご質問でございますけども、今、担当が申しあげましたように、役場の窓口にした誇大だということのご意見は届いておりません。あくまでも他の制度の周知でもそうですけど、なかなか全てを説明できる、ご理解いただくということは、書面では不可能です、ほとんどの制度はね。

ですから、行政手続きは、直接担当が説明を申しあげて、窓口へ来ていただいて、そしてその上でどうか。特に今回のこの件については、当たり前ですけど、事前着手では困るわけです。従って事前に申請をしていただく、問い合わせをしていただく中で説明を申しあげて、それから、着工していただく。こういう手順になりますので、決して大袈裟な誇大な、それぞれ解釈の違いますけども、表現だとは思っておりません。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 町長がおっしゃるとおりなんですけどね、これは要綱と違うんや、要綱。要綱を見てもろたらわかるんです。要綱を読むとそうなんだなと、これは壊すものしか出ないというのが、要綱ではわかるのです、要綱では、町長。

要綱ではわかるの。でもそんな要綱に基づいて、これ書かれてないですよんか、これは。だからいかんと言うとるわけさ。要綱を読んだらわかるの。なるほどなど、私は思います。しかし、これを読んだらですね、まさに要綱とは比較すれば誇大になっていますよ。だから、要綱を堅実にですね、皆さんに伝えるということが、本来の役目と違うんですか。お聞きします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 要綱以上にですね、できるだけわかりやすく説明するスタンスというのは、これ大事なんです。それで、ですけれども、全てを補完するわけにはいかないから、直接やり取りをさせていただいて、申請をしていただくという、こういうスタンスですね。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 私はね、基本は要綱だと、勿論、前回もそうですよね。それでそれに基づいて、一遍町長チェックしてください。とにかく行政というのは、わかりやす

く、住民にわかりやすくする、皆さんが十分理解しないとだめなんです。住民の皆さんにわかりやすく説明をする。これが大事だというふうに思います。町長の話、聞いておっても一緒ですけどね。前へ進まないんで、次へいきますけども、この制度についてはですね、私は各市町もいろいろ調べてみました。伊勢は1mについて8万円で安いんです。安いといったら失礼やな、補助が少ない。玉城町は伊勢よりはいいのかなと、このように思います。

多気町でこういうのをつくってないと、その代わり自主防災組織をですね、しっかり支援しているということです。明和町、明和町は生け垣をつくるのも、全て込みで10万円出しますと、やるといえば通学路なり、そういう幹線道路に面したブロック塀については、全て出す。

そしてもう1つは、津波が発生するような地域については、15万円出しますと、それ生け垣の修復も含めてね。ということなんで、玉城町は玉城町やということですが、この重要性、僕は町長には最初重要性はどうお考えですかというふうに、ご質問したんです。

だから、その重要度認識がね、どうお持ちになっているんか。そこで政策なり、答弁が変わってくるのかなと、このように思いました。

そして、中日新聞でね、この記事、玉城町ブロック塀やりますよと、その裏にありますけども、この時も高さを低くして危険性を減らす工事費、費用も補助すると、このようにおっしゃってますんで、これも紛らわしい言葉です。危険性を減らす、これ下げただけやといえはそれでありますけども、費用も補助するということと、下の総務担当者は100件でも200件でも申請が来るだけ対応するつもりだと、この意気込みがあります。

ですから、できればもう少し今更ではだめなんです、文書の表現で、やっぱり100件も200件も用意する余裕があるんやったら、早い段階で、今、玉城町にある危険なブロック塀を早急に住民の皆さんの協力をしてですね、撤去する。または改修するというふうなことに努めたほうがね、こうダラダラ、ダラダラこんなやってもね、何年経っても100も200もいかないのかなと。それやったら一気にね、例えば生け垣の形のことでも補助するから、とにかくみな申請してくれと言ったほうが、ちょっと格好いいのかなと、こんなふうに思いますんで、できればまた次回の時は検討いただきたいんと、この紛らわしい文書についてはですね、今検討してもろとる人も中におると思います。今11件ですけども、本当はもう30件も40件も検討されている方がみえるかもわからん。

そういった場合に、改めてこんな状況やと、こういうことやということをお示したほうが、いいような気はしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後にですね、皆さんがいろいろ危機管理とか防災とかありました。チェック機能というのは本当に弱いかなというふうに、私、現状思ってます。それについてはですね、今後ちょっともう少し組織も変わったことやし、充実していただきたい。過去にも例えば書類でね、メガソーラーの表現はおかしいと違うかというて、太陽光発電のという

ふうに変えてもらった。だから、いろんな文書をつくってもですね、町民の皆さんと合わないようでは困るのでお願いしたいと思います。

それはどこがどういうふうにチェックする、みんながチェックし合っしてほしいなと思います。もう1つは前回、意見ですわ、町長も私と意見の相違やと言われました。でも意見の相違が出てくるような文書ではいかんのじゃないですか、とにかく。僕とある担当課長とが意見の相違ですと、こう議場でね、こんなことをいうんは恥じやと、私は思います。そんなんは、文書というんは、誰が読んでもわかるようになってないんだめなんですよ。それをお互いに意地を張り合うと、こんなことはもっての外なんで、そういうものについては、やっぱり町長や副町長がね、厳正な議場の審議を受けてですね、こうやないか、ああやないかということを確認していく中で、やっぱり部下に対してもですね、発言に対する責任もあるし、取り組みに対する緊張感も出てくるし、そういった意味ではこの議会も十分使ってもらってですね、そういった意味での人員または職員指導をしていただけるとありがたいなと思いますので、よろしくお願いします。

以上で質問を終わります。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 8月頃の広報紙の内容ですけども、要綱上、先ほどの対象工事となる3番の生け垣やフェンスにつきましても、要綱上記載してございます。もう1点、今後も引き続き、ブロック塀の撤去を進めてまいりたいと考えておりまして、引き続き広報へ向いて掲載もさせていただきます。その上で、補助金の算出例とかいうような部分も含めて、一目見ればわかるような形はとらせていただく予定であります。

○議長（山口 和宏） 10番 奥川直人君。

○10番（奥川 直人） 時期みてね、なるべく早いほうがええと思うけども、そういうふうにしていただければありがたいなと思います。要綱に書いてあると言われますけども、要綱はわかるんです。要綱とこれの違いがどこにあんのやと。あんた日本語わかったらさ、わかると思うよ。日本語わからん人、時々おるけどさ、見たらね、この要綱と表現の違いは明らかに誰が読んでもわかります。

だから書いてあるんやない、これを直すのは要綱に基づいて直すのが、私が正しいとこのように思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（山口 和宏） 以上で、10番 奥川直人君の質問は終わりました。

質問の途中ですけども、10分間の休憩をいたします。

（午前10時23分 休憩）

（午前10時33分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。休憩に続きまして、一般質問を行います。

〔8番 北 守 議員登壇〕

《8番 北 守 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、8番 北守君の質問を許します。 8番 北守君。

○8番（北 守） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今日、質問するのは、防犯目的の機器等の設置、推進について、お考えをお聞かせ願うものであります。連日、事件や事故等、新聞紙面を賑わせております、防犯等目的の機器について、代表的なものとしまして、防犯カメラやドライブレコーダーがありますが、今回はこの機器の設置、推進について、玉城町として推進していくのかどうかという事で質問させていただきます。

まず、連日、事件や事故が行っておるわけですが、事が起こるたびに、事件や事故の解決に欠かせなのが、防犯カメラであったり、ドライブレコーダーであります。これは今や、いわゆる社会的な常識的なこととして活用され、事件・事故の解決に大きな力を発揮しておるわけでございます。

まずは防犯カメラで言いますと、田丸駅前には防犯カメラが現在ございますが、公共施設等に防犯カメラの設置をもう少し増やしていてもいい時期にきているのではないのでしょうか。例えば田丸駅前の防犯カメラを設置したことによって、防犯的な効果があったのかどうか。それによる駅前の環境の変化が起こったのかどうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君の質問に対し答弁を許します。 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 北議員から防犯目的の機器等の設置推進についてのご質問をいただいております。犯罪のない地域社会、安心して暮らせる玉城町でなければならんと、こんなふうに思っております。

そして、多くの皆さん方がそれぞれ青色パトロールをはじめ活動していただいておりますことに感謝を申し上げる次第でございます。町の総合計画の中にありましても、平成32年度までに毎年防犯カメラを1基ずつ設置する計画となっております。現在、防犯カメラの設置台数が駅前広場に2基、駅の待合室に1基、役場庁舎に8基が設置されております。今後も必要に応じて公共施設等に設置を考えておる状況でございますので、よろしく願いをいたします。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 町長の答弁で設置台数は今おっしゃっていただいたのですが、これは担当者のほうからお聞きしたほうがいいのかと思います。環境の変化、今も一番最初に聞かせていただきました環境の変化があったのかどうか。駅前ですね、以前は荒れておった状況というのは、私も知っておるわけですが、あいさつ運動でもお邪魔させていただきますと、かなり道路にものが散乱しておったり、何んやかいしておったわけですが、そういう防犯的ないわゆる効果としてあったのかどうか。

それから、その周りの駅前の環境は本当に変わったのかどうか、再度もう一度お伺い

します。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 防犯カメラ設置によりまして、効果とかまた環境の変化があったかということにつきまして、回答させていただきますが、まずは駅前ロータリーのモニュメントとか駐輪場というのが、以前カメラを設置する前というのは、大変いたずらが多かったという現状がございました。

これを踏まえまして、町では防犯カメラを設置したところでございますが、設置後は荒らされる件数は、以前に比べますと大変少なくなったという状況でございます。完全にはなくなっていないという状況でございますが、また、駅前周辺のポイ捨てとか、ごみの部分につきましては、駅周辺の方々のご協力によりまして、今現在、清掃もしていただいておりますという状況でございます。

またこれに合わせまして、行方不明者が出た際の情報提供ということで、警察のほうから記録装置を見せてくれということでありまして、これは一応目的の中で見せることができるようになってございますので、これまでに情報提供として2件ほど実績として計上させていただいたところでございます。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 件数は少なくなったということで、あることはあるということでしょうけど、これはもう担当者の方やないとわからないと思いますけども、あそこ駅を降りてきますと、モニュメントがあるわけです。その横に旅人の像があるわけです。その像の蓑笠が壊されておったと、こういう事実をご存知でしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 今、北議員からお話がありました件につきましては、こちらのほうも存じあげておる次第でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） その時はもう既に防犯カメラは設置されておったわけですが、画像から犯人を積極的に探すという、そういうことはできたのではないかと思うのですが、これは画像から割り出すことはできたのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 実は25年8月に最初の防犯カメラというのを設置してございます。そのカメラというのが、個人の顔や車のナンバーまでが、なかなか画像が不鮮明ということで、特定しにくかったということがございまして、このことを踏まえまして、29年12月に鮮明に映るものに取替えをさせていただいたところでございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 当初の時は画像が不鮮明ということで、犯人を割り出しに至るような画像ができなかったと。そういうふうになりますと、この時に同時にこの条例もできたんです。いわゆる玉城町防犯カメラの設置及び利用に関する条例というのも当時に防犯

カメラを設置するために、この条例を人権保護という立場からもつくっていただいたのですが、その中に第2条の2項を見ますと、画像というところがはっきりと出ております。1項2号です。画像とは一体どんなもんかということは、防犯カメラにより記録された画像であって、当面画像から特定の個人を識別するものができるものをいう。できやんものを何故つけておったんだと、こういうふうに思うわけですが、その点どうでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 25年8月に設置したカメラにつきましては、当然こちらの条例に掲げておりますような形で、特定の個人を識別できるものということで考えておったに違いないと思うのですが、実際は画像自体がこちらが思っておった精度のものではなかったということもございまして、29年少し時間が経っておりますが、交換に至ったということもございまして、ご理解い

ただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） これはあくまでも悪意でやったもので、付けたというわけでもないの、とにかく機器のやっぱり検証というのか、付ける前にはやっぱりそういうテストもしていただきたいと。映らんようなものを条例違反になるやないかと、我々はそう思うわけですが、そういう点よろしくお願いします。

それから、防犯カメラを設置したことによりまして、田丸駅前がたまり場となっておったものが、少し減ってきた。いわゆるそういうことを効果が出ておるということですが、この効果を町内全体に広げていくということが必要であると思うのですが、今後、公共の場所等へ防犯カメラの設置箇所を増やしていく、そういう考え、今、町長のほうからも庁舎内には8基と言ったのですが、ほとんど駅前なんですけれども、いわゆる公共の場所、公園とかそういう場所に増やしていくというお考えはございませんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 町長の方から回答もいただいておりましたが、総合計画のほうで公共施設に順次設置をして参るということも記載がございまして、こちらに照らしながら、公共施設に関しましては、必要に応じて設置を考えていきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 是非、32年度までということで、総合計画はなっておりますけれども、これはずっと続いていくものだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

防犯カメラはなんで公共施設につけて欲しいかということは、駅前のことを言ったのですが、先日、福祉会館の駐車場で夜間でしたのですが、心ない人が駐車をする時に、バックするのに間違ってしまったのではないかと思うのですが、花壇や電気器

具を壊したということがあったんです。

それで、こんな時に防犯カメラがもし作動しておって、あれば少なくとも抑止力になっておったのではないかと。それで損害を与えたものを、防犯カメラがあるということで申し出たかもしれません。結局、町の施設でありながら、当然、町が管理するわけですが、修理代を町がみな支払ったと、こういうケースがあります。そんなこともありまして、防犯カメラは公共の施設にできることなら、そういう総合計画で年次つけていくということで、思っておられるようですが、是非、必要な箇所には積極的につけていっていただきたいと思います。

それから、玉城町には山林が多い、それで不法投棄で困っている。いわゆる不法投棄は1,000万円以下の罰金、あるいは3年以下の懲役ということで、看板もかかっています。ここへ防犯カメラを設置するというのも、1つの方法だと思うのですが、不法投棄の犯罪行為を取り締まる上でも、防犯カメラを山林、いわゆる南側の地域というのですか、山側の地域に特に岩坂などはそうですけど、つけていくという、そういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） まず公共施設に関しましては、今のところ不法投棄された場所がないということで設置の予定はございませんが、先ほど言われましたように、岩坂とかそういう山間部、そういったところ、また私有地の防犯カメラの設置ということにつきましては、原則、土地所有者におきまして、不法投棄をされないように対策を講じていただくと。対策というのは具体的に柵をしていただくとか、看板を設置していただくという内容になろうかと思います。

そういうこともありますことから、町による設置というのは、今のところ考えておりませんが、しかしながら、こちらのほうで調べましたところ、国または県のほうでは、防犯カメラの無料貸出ということの制度がございまして、今後このような制度をうまく活用させていただきまして、要望があれば設置を考えていきたいと考えておる次第でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） いわゆる個人でということは、個人で対応せえと、こういうことで要望があればという、今のお話でしたのですけども、思い起こしてください。千葉県だったんですか、ちょっと私も記憶があれですけども、幼い子どもが殺されたというか、外国籍のお子さんでしたのですけども、ということで河川敷にも、あるいは河川の周りにも防犯カメラがついておったために、ここにランドセルがあったとか何とかかんとかいう、そういう証拠になるわけですよ。

それで、今、何も特に不法投棄がありませんということではなかったんでしょうけど、実際はご存知のように、町を歩いてください、あります、たくさんごみを放ってあります。そういうことも含めて、やっぱり実態を知っていただきたいと思うのですけども、

それでそれなら毎年、いわゆる家電4品目でかまいません。いわゆる冷蔵庫やテレビや、そういうものでかまいませんけども、おいくら町のほうは処理費用がかかっていますか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 不法投棄、特に家電4品目、そして合わせてタイヤというのもよく不法投棄されておりますので、あわせて金額でもよろしいでしょうか。28年度からでございますが、28年度は7万4,188円、29年度におきましては、8万8,326円。そして30年度、現段階ということでございますが、2万3,868円という状況でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 額的には減っておるということですが、これもやっぱりしっかりしたパトロールをすれば、まだまだテレビや冷蔵庫が出てくるのやないかと思えます。費用をかけてする、これは当然ずっと防犯カメラをつけても、ついて回るんやないかと思うんですけども、経費削減にもつながると思えますので、是非この地域にも防犯という意味から、やっぱり付けていただきたいと思います。

それから、次にごみ集積場への不法投棄、不法の持ち込み、ごみの持ち込み、それから、よく一時期に資源ごみが急騰した時期がございました。アルミ缶やそれから鉄、スチール缶などがそうですけども、金属類や段ボールなどが、いわゆる窃盗行為、盗んでいくということもありますので、ごみ集積場へも防犯カメラを設置するという、そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 現在のところはごみ集積場、またリサイクルステーションというのは、各自治区のほうで管理をいただいております。特にリサイクルステーションに関しましては、最近地区外の方が勝手にごみを置いていたり、また持っていったりという事件があるという話を聞いております。そんな中で各自治区の独自の取り組みということで、それぞれ鍵をかけて施錠して、鍵をしていただいておりますという状況もございまして、今のところプライバシーの侵害にもなるということもございまして、カメラの設置までは考えていないという状況でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 鍵をかけて防衛しておるということでしょうけど、盗難行為というのはあったんでしょうか。盗難というのは今までにあったのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 盗難の事件というのは、これまで数件あったということで聞いております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 最近はなかったのですか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 私が知り得る上では、2年ほど前には2、3件ほどあったと記憶をしております。ただ今年に入ってから、今のところそのような事件は起こっていないという状況です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） これもちよっと間違えば犯罪につながるんですよ。泥棒やという認識も勿論することながら、これが大きな組織につながっていくという、大変なことになるということで、やっぱり自治区管理だということで、自治区に自主性を任す、それはもちろん結構です。そやけども、できれば防犯カメラを1基ずつ付けるというのは、大変ですけども、自治区でそれなりに何か対策ということで、これからもまた指導されるのでしたら、してやって欲しいと思う。

例えば防犯カメラのダミーというのが出ておりますけども、これはここで話すことではないんですけども、そういうことを付けておられる自治区もごさいます。人がくれば動くということで、そんなことで抑止力を発揮しておるということなんです。そんなこととお話を聞かせていただいておりますが、一度、担当者が町内をいっぺん歩いていただきたいと、僕はいつも常々思うのです。

例えば一番最初に質問された竹内議員の交通安全の話でも、教育委員会のほうで、6月にはPTAと一緒にということで、おっしゃってみえるんですけども、必要な箇所のチェックをする。これ今チェックされていますか。そこら辺のことがありますので、そういう町を歩いてみるというお考えはございませんか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） このごみ問題に関してお話をさせていただきますと、町の職員の中で、定期的な見回りということで、不法投棄がされておられるようなところはないかということで、巡回をしておるという状況でございます。これに加えて、12月からですが、環境美化推進委員というのを、設置を予定しております、この環境美化推進委員さんの協力を得ながら、より一層こういう不法投棄の監視を強めてまいりたいと考えておる次第でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 環境美化推進委員さんということで、町をきれいにする条例の中で当然うたわれて、前回、予算化されたものやと思います。私が聞いたのは、防犯カメラを設置する箇所のそういう選定に職員さんは歩かれませんか、という質問です。どうでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） そういう防犯カメラが必要と思われるところにつきましては、まずは町の職員、また環境美化推進委員さんの協力も得ながら、検討してまいりたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 是非よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと今、担当者がという言い方をしましたのですが、玉城町には優れた制度がございまして、地区担当員制度を活用するという方法もあるんです。

それから、職員が一担当者が回るというのは大変なことやし、美化推進委員さんの力を借りるといふことも当然そうでしょうけど、職員が分担してやるという方法もあるし、またあるいは自治区長さんが、自治区がそれに手を挙げてやってもらうという、いろんな意見をもらうという、そういう機会を是非もってください。お願ひします。

それから、これは条例にも出てくるわけですが、防犯カメラを設置するのに、自治区からの申請件数は何件ぐらいありましたのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） こちらの防犯カメラの設置の届け出でございまして、現在まで町が設置しました駅前、そして役場の庁舎内、そして駅待合室以外にはございせん。そのような状況でございまして。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） ということは自治区からの申し出はまったくなかったと。条例でいういわゆる申し出ということは、今までにも過去ないということ認識してよろしいな。

玉城町は先ほども言いましたのですけれども、防犯カメラの設置及び利用に関する条例、これがございまして。それで個人情報の保護を基本といたしまして、町民の権利・利益を保護することを目的に定められている条例でありますので、これをやはり尊重してかないかと、これは当然なのですが、主要道路や公園の公共施設への設置、これは今、やり取りの中でさせてもらいましたのですけれど、順次、総合計画のような形で進めていただきたいと思います。

ところでですね、条例を見ていただくとわかるのですが、10条の中に届け出の件数がございまして。これは今までに自治区以外には、自治区はなかったということですが、以外に他にもあったのかどうか、その点。また、これを公表するとうたわれておりますので、そこら辺が今までも公表されていなかったのではないかと、するものとするということで、10条には書いてございまして、その点はどう理解させていただいたらいいのかお伺ひします。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 先ほどお話しさせていただきましたように、町のほうを設置した3箇所ということでございまして、この届け出に関しまして、平成25年8月の一番最初に駅前広場に設置した際には、広報に掲載をさせていただきました、これが公表ということにあたるかということですが、公表させていただいたところでございまして。

ただ、役場庁舎、駅待合室につきましては、これまでに公表していないという状況もございまして。条例の第10条にございまして、届け出の状況、また合わせまして指

導または勧告の状況とか、苦情の申し出等々、こういったものにつきましては、この後で町ホームページに直ちに公表していきたいと考えておる次第でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 是非、まったく今までなかったのですから、当然そういう措置もされてなかったんだと思いますので、できれば条例どおりやっぱり進めていっていただきたい。やっぱり条例を運用すれば、それだけ設置した者の責任もございますので、設置の推進においてもやっぱり皆さんに周知していただくことをお願いします。

それから次に、ドライブレコーダーへの車の掲載についてですけれども、最近テレビでよく今、裁判员裁判等で争われている件も含めて、運転手間のトラブルがニュースに出ています。死亡に至ったケースなど報告されておりますが、とりわけ公用車にはドライブレコーダーは設置されておると聞いておりますけれども、その効果はどのようなものか、設置した結果、何かやっぱり良かったと言えるような効果があったのかどうか、その点をお伺いします。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） お尋ねの公用車へのドライブレコーダーの登載でございますが、現在 28 台の車両に登載をいたしております。そして、その効果ということなのですが、これは 28 年、29 年度で整備をいたしました。それ以降と言いますか、それ以前も同様なのですが、あまり事故の事案がないということは、やはりドライバーにしても慎重な運転に心がけているのではないかなということを感じております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 事故の事案がない、いわゆる相手がある話の事故だと思いますけれども、物損事故も事故は事故ですよ。そこら辺の認識を共有しておかないかんと思うんです。物損事故もなかったのですか。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） そのような事案も聞いておりません。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） ないということでもいいですね。なかったら何よりもです。最近多いのは今も一番最初に言われましたように、交差点の事故というのは、かなり多いようです。それで、出会い頭の事故も先ほどの答弁で出ておったわけですが、これもかなり件数が多いと。この中でドライブレコーダーがやっぱり活躍するのは、私は青でした、こちらも青でした、一体誰が正しいのやという時に、もしドライブレコーダーが付いておれば、それが判定の材料になっていくと。

最近多いのはそういうことで、大変ドライブレコーダーの威力は大きいものだと思います。特にあおり運転、それで警察に資料提供していく上においても、そういうことができます。また、重大な事故になってきますと、それがその解決や物的証拠として活躍するのが、いわゆるドライブレコーダーもその一つであって、裁判等で証拠として採用

されておるのが現実であると思うんです。

そこで、公用車は全車設置されておりますけれども、28台ということで、設置されておりますけれども、玉城町職員の率先して、玉城町職員の個人の車にも、積極的に付けてもらうようにしてはどうかと思うのですが、これは町長にお伺いしますけれども、そういうこれはあくまでも勧めですので、強制ではありませんので、そこら辺の町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 職員個々にも交通事故のないように、意識をして行動してくれておると思っておりますし、職員の中にも設置をしておる職員もおりますので、それぞれのところでの判断の中で、設置をしていただいたらどうかと、こんなふうに思っております。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） これはあくまでも職員さんと町長との間の話かもしれませんが、そこら辺はよろしくお願ひしたいと思いますけれども、職員が町民に対して率先して、そういうドライブレコーダーを付けていくということが、やっぱり運動の広がりにもつながると思いますので、是非お願ひしたいと思います。

それから、次に防犯の視点とはちょっと異なるのですが、いわゆる今までに物損事故もなし、いわゆる対人事故もなかったということで、報告、説明があつたのですが、ヒヤリハットというのはやっぱりあるんですね。信号無視したな、しもたな、あの時という時がやっぱりあると思うのですが、そういう場合に役場内に事故防止の対策委員会というのは設置されておるのかどうか、そういう点をお伺いします。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 役場内に事故対策防止のための委員会というのは設置いたしておりません。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 委員会を常設するということやなしに、ないんかもしれませんが、重大な事故の場合はどうされるのですか。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 現在役場の中には安全衛生委員会というものを設置いたしております。これにつきましては、職員の快適な職場環境の形成を促進するという目的で設置しておるものでございます。この中でそのような協議、また検討はいたしたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 安全衛生委員会という幅広いです。それで、いわゆる事故に対して特化するという意味で事故の処理の委員会とかいうのが、やっぱりあってしかるべきかなと思うのですが、そういう点、町長はそういう設置するというお考えはござい

ませんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） ヒヤリハット対策ですが、これは日々の業務の中で行政に限らず、いろんな民間の方でも、そういう対策を講じられておるわけなので、玉城町も早くから事務ミストラブルという形で、何かいろんなトラブルがあれば、それを皆で共有して次の対策に講じていこう、つなげていこうというのは早くから講じておりました、できるだけそうしたところの対策、同じミスを繰り返さないという考え方の執務体制をとっております。以上です。

それ以上はですね、当然のことながら、いろいろな場合によっては、必要なさらに管理職会議なり、あるいはまた法令に基づいての対策とか、そういうものは当然必要になってくると思いますけれども、まずは小さなことのヒヤリハット、それを心がけていくことで、大きなミスにもつながるといふことも言われておりますから、常々の日常業務の中で、そういう意識で職員は執務をしておるといふのが、玉城町の体制でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 町長のほうから答えていただきまして、やっぱりヒヤッとすることって、かなりあるんです。それでそこら辺は、やっぱり朝礼とか、もっと大きな事案になってくると課長会議ということで、特別にそれは町長の判断でしていただいたらいいんじゃないかと思っておりますので、特にないということで、理解させていただきました。

ドライブレコーダーを付けるということは、私自身も付けてみて初めてわかったんですけど、信号が変わる時に、黄色でやったらまだ通過できるんですけども、赤になっておる時にも通ってしまうケースも、これはいかんのですけれども、アレっと、いつの間に赤になったんやろというふうなこともありますんで、これはやっぱり自分自身の問題だと思いますんですけど、いわゆるドライブレコーダーがあることによって、やっぱり法令順守ということと、緊張感を持って運転をしていけるということですので、是非これを職員さんにも勧めていただきたいと思っております。

それから、ドライブレコーダーの購入費用は、だいたい1万円を切ってくる、あるいは感度の良いものと、もう少し高いのやないかと思うのですが、これを職員さんにといふことを言いましたのですけども、町民向けにドライブレコーダーの設置を呼びかけていく。例えばかつてのシートベルト着用、これは国から当然、法令の義務化になったのですけども、それを義務化する前に自治体を中心になって、そういう着用した、早期のライト運動でもそうですけども、ドライブレコーダーの設置を運動して広げていく、そういうお考えはございませんでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） ドライブレコーダーの設置補助ということに関しましては、必要性というか、効果につきましては、先程来から安全意識を高めるとか、また交通事故にあった時の記録を残すという点では、大変メリットがあるということで、こち

らのほうも考えておる次第でございますが、現在のところ警察からの利用の推奨なり、また玉城町のほうで従来から行っておりますチャイルドシートの購入補助というのがございますが、これにつきましても道交法で着用が義務付けられておることに対して、半額補助ということで実施をしておる状況です。

ドライブレコーダーもまた今後そのような形で設置の義務ということになれば、またそういったことも考えていく必要があるかと考えておる次第でございます。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 運動として広げていくという、補助を出して広げていくと、そういうふうに考えていいんですか。ちょっと混乱したんですけども。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 補助につきましては、先ほどの答弁のとおり、今のところは考えはないということでございますが、運動につきましては、また広報等で効果的なものを十分皆さんのほうに周知できるような形で掲載をして、啓発に努めたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） 補助も一緒におっしゃってみえたもので、運動として広げてもらう、これはやっぱり役場の職員さんが中心になって、町全体に波及していくことが、これが一番効果があるんですよ。それで交通安全協会さんとか、いろんな警察もございますし、いろんなところでホームページにも載っておるんですけども、それをやっぱりお年寄りもわかるように、そういう形でドライブレコーダーが付いておるよということで、安心して乗ってねと言えるような、そういうやっぱり運動の展開を是非していったい欲しいと思います。

あと補助の話をして、特に補助金のことは考えていませんということですので、くれぐれもそういう広報等で周知していただきたいと、こういうふうをお願いします。

それから、2年前に玉城町は交通安全事故非常事態宣言、これ2年前でよかったですか。出したと思うんです。確か死亡者が重なった時期があったんですね。それで防止に取り組んだ経緯もあります。世間的に見ても防犯カメラにしても、ドライブレコーダーにしても、人命に関わる事件・事故には最大限やっぱり解決の糸口として、大きな大いに活用され発揮してくれると思うんです。

それで、町長に最後にお伺いするわけですが、冒頭で聞かせていただいたことを留めるような形、今までの議論を留めるような形ですけども、総括的に答えていただきたいのですが、防犯カメラについても公共施設等への設置と、それからドライブレコーダーの全町的な運動を展開していく、設置をしていく考えはあるかないか、そこら辺を町長のほうから、まとめる意味でお答え願います。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 防犯カメラにつきましては、冒頭に申しあげましたように、必要

に応じて設置をしていきたいと思っていますし、また、ドライブレコーダーの設置につきまして、補助の考え方は今は持っていませんけれども、やはりいろんな効果が発生しておる、生まれておるといことも承知をしておりますので、是非こうした形で個々の判断の中でございますけども、ご負担の中で設置をしてもらうことも効果だという呼びかけは、啓発はしていきたいと思っています。以上です。

○議長（山口 和宏） 8番 北守君。

○8番（北 守） ドライブレコーダーの呼びかけをしていただけるし、防犯カメラは総合計画もありますので、それに乗ってということで、お答えいただきました。これを含めて安全・安心なまちづくりということで、町長が一番最初に言っていたのですけども、意味からも積極的にこの提案をやはり受け止めていただいて、また実行していただきたい。

それから、職員さんもこれが仕事の負担になるということやなしに、これも仕事の1つで皆さんのために、町民の皆さんのためになるという気持ちでやっていただきたいと思います。今日は防犯の立場と、それから事件・事故の原因究明の観点からも、是非緊急の課題として、防犯カメラやドライブレコーダーの設置の推進を進めていっていただきたいと思います。これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、8番 北守君の質問は終わりました。

質問の途中ですが、30分まで休憩いたします。30分から再開させていただきますので、よろしく。

（午前11時21分 休憩）

（午前11時30分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。 休憩前に続き、一般質問を行います。

〔2番 江島 高明 議員登壇〕

《2番 江島 高明 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、2番 江島高明君の質問を許します。2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 議長のお許しを得ましたので、通告書に沿って質問いたします。

質問事項といたしまして、河川の遠隔監視カメラの稼働状況について、お尋ねいたします。2018年9月28日、町のホームページにアップされておりましたけども、河川遠隔監視カメラを導入しました。複数の情報収集手段が構築され、洪水等において行政情報を待つことのない早期の自主避難など判断材料として、ご利用いただけますとありますが、この映像が約45分過去のものだと表示されておりました。

また、一番情報を得たい夜の雨のカメラは、ほとんど河川の状況を確認することができません。このようなカメラを今後とも運用し続けるのか、お伺いいたします。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 江島議員から河川の遠隔監視カメラの稼働状況についてのお尋ねでございます。ご質問にございましたように、外城田川ほか河川の遠隔監視カメラを設置させていただいて、運用しておるわけでございますけれども、タイムラグがございまして、リアルタイムの映像でなかったということでございまして、時間の表示が誤っており大変ご迷惑をおかけした次第でございます。

設定の不具合ということで、確認ができましたので、設定をし直しまして正常な形に戻しまして、表示が現在しておるのが、現在の状況でございまして、問題なく現段階では動いておると、稼働しておるという状況でございます。以上でございます。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 今月、5日に私も4時頃、ライブカメラの再度確認いたしましたら、現在の時間になっておりましたが、この設定はいつ変更されたのですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 11月28日の午後修正いたしております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） その変更というか、設定の訂正は私の通告書を確認の上、気がついて変更されたのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 私のほうは承知しておりませんでした。私が通告書を見させていただいて、設置業者のほうへ連絡させていただいておりました。ただ、町といたしましては、9月28日の台風24号時、議員ご指摘の時刻の誤りにつきまして、確認しております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 9月28日に確認して時計が狂っていると、45分、その当時は何分かわかりませんけれども、狂っているのがわかっていて、約2カ月、11月28日、私が通告書を出す間、なぜ変更されなかったんですか。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） おっしゃるとおり9月28日、台風24号の時点で、時間の遅れについては気づいておりました。しかしながら、二月もの間、修正を行わなかったということにつきましては、いい訳になりますが、その時は人事異動の時期でもございまして、任せ合った部分もあったということを反省しておるところでございます。

今後このようなことのないよう連携をとりながら、業務遂行いたしたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 人事異動があつてといたしますけれども、人事異動があつて、防災対

策室というのができたわけですね。何故そこで防災対策室が、なんで人事異動があつて、そういうのが9月28日にわかつて、なぜ人事異動があつて、11月28日になったか、ちょっとその辺の流れをお願いします。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） 10月1日に人事異動があつたということですが、28日の時点でこれは当然前任者、それで10月1日から後任者になるところ、その辺の連携が徹底できてなかったということ。それが先ほども申しました言い訳になりますが、相互で任せあっていた部分ではないかと考えております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 防災対策室長の山口さんには話が通っていなかったということで、よろしいですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 先ほども申し上げましたとおり、私につきましては、江島議員の通告書により知ったという状況でございます。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 9月28日に確認した時に、時間が狂っているというのを確認したのは、誰ですか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 私どもで確認させていただいて、業者のほうに指示をするように命じたところでございます。その後、人事異動等がございまして、その修正がされたかどうかの確認という部分を怠っておったということでございます。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） これちょっと奥川議員の時にも、横の中のなんですか、連携をとって対応していくという話であつたと思います、防災に対しても、行政に対しても。なぜ他の人がそういう、他の課長なり職員が気づかず、2カ月も時計がおいてあつたというのが、これが問題だと思うのです。あれを見て45分前の映像を見て、こんなもの信用できやんわ、45分経った後の映像を見て、ということは45分過去のもの、あの映像は訂正する、時計だけを訂正したわけですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） はい時刻のほうのみ誤っておりまして、業者に調整、不具合の部分を修繕させました。設定し直しということでさせました。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） ということは録画ではなかったということですね。あれ映像自体はライブというか生中継というのか、そういうもんであつたんですけども、やっぱりあいうふうなことが、ホームページにも書いてある行政の情報、そういうものに頼らず自主避難ができるというのでも、45分ズレておると見たものが感じます。そんなもん見

て逃げていったら、45分たってもまだ次の話にいきますけども45分経ってもまた町政としては、テレビのカメラの映像化の状況は把握せんと、45分経ってもまだ例えば避難とか、そういうのを情報を流すということができやんのかと、その45分間いったい何をしとるのやというふうにも感じられます。45分間あれば、台風21号、昨年の大雨に対して結構時間があって、逃げ避難せえとか、うんぬんもなかった、丸きし反映されてない。

今となればあの映像はライブやったといえ、それ問題はないと思いますけど、やっぱりこういうものはいっぱい職員おって、誰一人そのことに気がつかない、また訂正を引き継ぎ、行ってその最後の最後まで、結果を追い詰めない、誰が確認して訂正してくれという人も責任あると思います。

この後、その担当者からは確認をしなかったのか。そういうふうなんでも、横の流れでも縦の流れでもなし、前任者が後任者に伝えるべきではないのかと。それに対して上に立つもんは、あの時点を知つとるもんやったら、もうちょっと突っ込んだ話、2カ月間もそういうな放っておったんやということは、僕はすごい問題があると思いますので、直ったでもういいんですけども、結局45分間というのは、すごく僕は無駄なということもおかしいけども、こんな高いカメラつけて45分も後の映像を流しておるのか、これがライブカメラっていうふうな、ずっと思っていました。

隣近所にもいって、おかしいよなという話もしてましたけど、やっぱりそういうのをカメラのことに限らず、いろんなことで情報の共有化というのも、普段からないのではないかと。わしは言うた、それで終わりじゃないというふうなことを、僕は思いますので、もうちょっと最後の最後まで、一番初めに発見した人、異常を発見した人は最後まで、なんちゅうのか見届けるという意味でも、職務についていただきたいと思います。

それで次に、あの夜間の映像は、あれもうちょっとこうどうなんですかね、はっきりするとか、雨だけ映っておっては、川の状況、水位の状況というのは、確認できませんけど、改良はないんですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 先の24号台風時に、その状況につきましても把握をしております。その中で照明器具や量水表を大きくするとかいう検討は必要と考えております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 先ほどどっかの防犯ビデオが映像が悪い、駅前の防犯ビデオですかね、映像が悪い。だから後から変えましたというふうな話も聞きましたけど、やっぱり僕は僕らなりに町民・住民が知りたいのは、夜の雨の状況です。昼間はそんなに見に行けばわかるですけど、防犯カメラの特性というのは、その場に行かなくても見れるというのが防犯カメラであって、現場に行ってみるんやったら、防犯カメラは要らないわけですけども、防犯というか、監視カメラは要らないわけなんですけども、もうちょっ

と夜、昨日の夜もそうなんですけども、昨日の夜は雨がふってなかったんですけども、何か映像的に川の状況の確認というのがしにくい映像ではないかなと感じましたので、今後これ設置するに対しても、何かこれ事前に庁舎の2階へ向いて、お堀のほうで動画撮影されたり、検証されたんではなかったんですかね。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 検証につきましては、今、議員がおっしゃられたとおり、同性能の監視カメラを役場2階、ベランダ、内堀側のほうなんですけども、そちらへ設置、映像の検証をいたしておりました。

しかし、夜間の激しい雨天時の検証までは行っていなかったということでございます。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） これ以上、質問するのが何か悪いというか、えっというふうな突っ込みが深すぎて、何を言ってええかちょっと混乱してますけども、さっきも言うたようにやっぱり夜の雨というのが、一番住民でも私でも不安です。

それを検証しないで、つけたとらいうのは怠慢と違いますか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 夜間の通常の雨とかにつきましては、検証はいたしております。ただ、激しい豪雨の時点につきましては、検証いたしておりません。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） いや当初は雨の映像は確認しないということでしたので、あれですけども、しているんですね、雨の映像も。けど、普通の雨の暴風雨でなくっても、あの映像は映像で室長、確認できました。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 私もカメラのほうはインターネット上で、今現在は見ております。雨天時、夜の雨天時につきましても、私のほうとしては激しいというか、雨以外の部分につきましては見えるのかなというふうには感じてはおります。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） うちのパソコンの加減と違いかなと思いますけども、あれで川の水の水位というのは確認できますか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） その点も含め、水位計の拡大とかいうことで、今後検討してまいりたいと考えております。私のほうにつきましては、水位のほうは確認できるかなというふうには感じております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） わかりました。僕のほうのパソコンの状態が、検討してみたいと思いますけども、あの映像ではちょっと災害を見るというのには、30%ぐらいの役割しか夜間はしてないのかなと思いますけども、あれが水が越えたうんぬんというんも、み

んなが見てわかるようなものでなければ、監視カメラの意味をなさないと思います。

今後、あのカメラは夜間、はっきりと川の状況なり、そういうふうなものに映像化できるのであれば、対策していただきたいと思います。

引き続き、2番目の重いランドセル対策について、お伺いいたします。

文部省から通称置き勉、置き勉という言葉はご存知で、置き勉を認めるというふうな通達が出たと思いますけども、町としてはそういうふうなものの置き勉という対策、重いランドセル対策ですね、というのは何かお考えですか。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 重いランドセルへの対応、置き勉について、お答えをさせていただきます。江島議員が言われたように、文部科学省より県教育委員会を通じて、各市町の教育委員会に8月6日付けで、置き勉という文言はないのですが、児童・生徒の携行品に係る配慮についてという通知がありました。すみません。9月6日です。

通知では宿題で使わない教科書を学校に置いていくことや、植木鉢等の重いものについては、保護者が持ち運ぶというふうな工夫を行う、そういう事例が書いてあります。玉城町教育委員会としましても、9月の校長会において、江島議員が言われた新聞記事をコピーしまして、各校長先生に配りました。また、9月6日付けの通知についても、メールのほうで各学校に送付させていただきました。

各学校長にお願いしたのは、こういう通達や新聞記事があるので、子どもたち大変なので、十分配慮をしてあげて欲しいというふうなことをお話させていただきました。先日また校長会がありましたので、ちょっと確認をさせていただきました。

その結果ですが、以前からどこの学校も教科書以外のものがあるわけですね、副読本というのが。例えば地図帳とか、資料集とか、私たちの玉城町とか、宿題等に使わない場合は、学校のほうに置いていってもいいよということで、具体的にはある学校は、ロッカーの上にちょっとした本棚をつくって、そこへ出席番号順に並べておいてあるとか。

また、中学校においても、以前は自転車は後ろへ全部荷物はつけなさいという指導を出したんですが、後ろがあまりにも重すぎるということで、事故のないように前のカゴへも入れてもいいよという、そういう変更をされていると聞いています。

特に自分の体験したことですけど、特に小学校の新入時においては、初めての長い道を自分の足で歩いて登下校するという体験をします。それでも大変なのに、なおかつ重いランドセルを背負って、登下校するというのは、私たち大人が考える以上に大変なことだろうと思います。特に初夏の時、6月の後半から夏休みに入るまでは、大変暑い日が続きます。朝から汗をダラダラ流しながら登下校してくる子どもたちのことを思うと、こういう配慮は必要でないかと私は思っております。

それと、中学校のほうも部活動の準備物の鞆と教科書を入れる鞆、両方持って登下校しているわけです。そういうふうな特に中学校に入ったばかりの生徒については、そういう配慮はしっかり行っていくように、また今後も各学校の校長先生を通じて、指導を

していきたいと考えております。以上です。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） ロッカーとかそういうふうなコストのかかるものというのは、今のところは考えてはいない。ロッカーとかそういうのは設置するとか、中学生になると私物的なものもいろいろな子もおりますけども、やっぱり鍵かけたり、安全なものだと思いますけど、そういうふうな特別にそのような使わない教科書を保管する場所というのは、現在のところは場所をつくるということは、考えてはいないということですか。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 新しくそういうものを置くロッカーの設置というのは、今のところ考えておりません。ただ、江島議員が言われたように、盗難等が起こりうるというふうには僕は考えたくないんです。要は子どもたちは、そんなふうなことは考えず、やっぱり友だちのことも考えながら、毎日生活している中で、逆にそういうものをつけるというのが不自然ではないかと自分は考えております。

だから、今のところ江島議員が言われた設置、ロッカーの新しい設置は考えておりません。ただ本棚をおいて、整頓しやすいように工夫するということについては、各学校で今もうやってもらっていますので、その状況を見ながら、また今後、各学校にはその子どもたちが重いランドセルを持って登校、下校しなくていいように、また指導のほうはさせていただきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番（江島 高明） 別に鍵をつけよとかいうんでなくて、そういうふうなロッカー的なもの、今までそういうふうなシステムがない、なかったわけですよ。そういうのは物を置いていくという、多少あったとしても、今度はもうちょっと置いていこうかなというふうな考えは生まれてくると思うんです、生徒自身も。その時に今の状態のままのスペースで、今まで使っておった、絵の具セットや習字セットやら、ピアノとかいうか、ああいうものを置いても、置けるだけのスペースが確保できているのであれば、問題はないと思うんですけども、今、僕が言ったように、今後増える可能性があると思うんです。だから、そういうふうなんで、今後もうちょっとそういうふうなスペース的な広いスペースをとる考えがあるかなということ伺います。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 江島議員が言われるように、今後増えてきた場合は、そういうことは考えていきたいと思います。ただ、今現状で見えますと、ピアノとか画板とか絵の具セットとかいうのは、空きロッカーがありますので、そこへ子どもたちは並べたり、ロッカーの上にそれぞれ出席番号順に並べたりして、整理整頓しながら保管している状況です。言われたように、もっと増えてきた場合に、そういう置き場所がない場合には考えていきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 2番 江島高明君。

○2番(江島 高明) いろんなことを、僕らの時代にもそういうことは思いながらも、汗かきながらも持っていった思い出、思い出になるのかわかりませんが、そういうことがありました。やっぱり今、すごく重たい鞆なりというのは、確かに見ておっても、僕らも辛いなど、息子が中学生の時にこんなくそ重たい鞆、よう持っていくなあ、お前とかいろいろな話もしましたけども、やっぱりしんどいのはしんどいんですね。

だから、今後とも生徒の負担、通学に関する負担を、これは軽減する案ではないかと思しますので、生徒の雰囲気なり、重たそうやなどというのを、まず発見されたら、対応していただきたいと思います。以上です。

○議長(山口 和宏) 以上で、2番 江島高明君の質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

(午前11時58分 休憩)

(午後1時00分 再開)

○議長(山口 和宏) 再開いたします。 昼食休憩に引き続き一般質問を行います。

〔1番 津田 久美子 議員登壇〕

《1番 津田 久美子 議員》

○議長(山口 和宏) 次に、1番 津田久美子君の質問を許します。

1番 津田久美子君。

○1番(津田 久美子) 議長のお許しをいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

今回の質問は2つ、1つ目は防災対策、とりわけ大規模地震を想定した緊急対策について、2つ目には公共施設の老朽化対策と将来を見据えた中長期計画についてです。

12月に入り今年を振り返ると、6月大阪北部地震、7月の西日本を中心とした甚大な被害をもたらした7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震、度重なる大型台風の襲来と大規模な災害の多い年でありました。

来年には新元号となりますが、平成の時代を振り返ってみましても、阪神・淡路大震災、新潟中越地震、東日本大震災、熊本地震など、大きな被害をもたらした大地震がいくつもありました。たくさんの尊い命が失われた悲しみの中で復興を祈り、また、自分にできることは何かと誰もが考えた時代であったと思えます。

離れた地でも被災地の方々に心を寄せ、ここ玉城町の皆さんも常に自分事として捉えながら、日々防災・減災に取り組んでいくことが必要だと思えます。

さて、今日12月7日は74年前の1944年に昭和の南海地震が発生した日であり、三重県では三重地震対策の日と定められています。南海トラフ地震の発生確率は30年間の間に70%以上に引き上げられ、いつ起きてもおかしくないと言われています。風水害

に対しては玉城町でも災害の教訓から行政によるタイムラインの活用と、気象予測を基にした早期の避難情報の発信がなされ、自主避難をするなど住民が自ら判断をし、行動する取り組みがされています。

しかし、地震は突然起こりますから、減災のためにあらゆる状況を想定し、対応を協議しておかなければなりません。そこで、まず最初に 10 月の機構改革で、防災対策室が新たに総務政策課に設置されました。このことは午前中の奥川議員の質問にもございまして、お答えをいただいております内容でよくわかりました。

町長の答弁の中には自助・共助の推進を円滑に行うため、災害時にも横断的に力を合わせるためのとりまとめ役としてという役割が、答弁の中でありました。では、その役割を担っていく中で、今回は特に地震対策として、力を入れていきたい点、住民の命や生活を守るために取り組んでいく点について、町の考えをお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 1 番 津田久美子君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 津田議員から防災対策、大規模地震を想定した緊急時対策ということで、ただいまの質問のお話にもございましたように、毎年のように大災害が起こっておるこの日本列島であります。町の皆さん、国民の皆さん方の命を守るために、国におきましても国土の強靱化というふうなことを大命題にして、政策が打たれておるわけでありまして、町としても過去の反省、教訓を踏まえながら、対策をとっていくというのは一番重要だというふうに思っています。

南海トラフの確率が 70%、30 年間の間に 70%ということで、もう最近の状況は 80%ということで訂正されております。そんな中でやはりより高い確率で発生するということで、さらに気を引き締めていかなければならんと、こんなふうに思っています。

力を入れたい点とか、個々にご質問もございまして、それぞれ所管のところでもお答えはさせていただきますけれども、町として何を重点にしておるのか、今まで何をしてきたのかということ、ちょっとお聞きをいただきたいと思っております。

東日本大震災の時の教訓として、今年で第 8 回になりますけれども、やはり地震対策は大事だということで、区長さんはじめ町の皆さん方に、私たちがお話をさせていただく、あるいは専門家の方の研修だけではなくて、現地を見てほしいということで、これは日本一の施設になっておりますけれども、神戸の人と未来防災センター、そして淡路北淡町の野島断層、これは保存されていますから、そこへも行っていただいて、そして続いて、今度は自治区で行きたいと。あるいはいろいろなグループの活動で行きたいと、こういうふうなことの取り組みも有難くしていただいておりますという方々も生まれておられて、そういうことに力を今までも入れさせていただいておりますし、また直接そこで避難所の運営にあられた米山さんという方でございますけれども、その方にもお出でいただいたり、そしてレスキューの方にも講演に来ていただいたり、そういった活動を力を入れていく必要があると。

これは何故かと、職員も派遣をして、宮城県多賀城市のほうへ、職員が進んで災害復旧に行っていました、東日本の被災地へ。私もその現場へも行きました。やっぱりテレビとか新聞で見るよりも、直接現地を見ていただくということで意識が変わる。これはやはり町の皆さん方にもそういうことを感じていただいて、自らがそういう活動をして欲しいなど、こういうふうな思いからです。

今も自治区で熱心に取り組んでいただいております自治区もありますし、まだまだ力を入れてほしいなと思っております自治区もあるわけございまして、そういった現状が今の玉城町の現状でございますので、特にこれからもこの対策に力を入れてまいりたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） 実際に現地を見て被災された方のお話を聞くことは、私もさせていただきましたが、非常に今後の考え方にも影響を及ぼし、また防災意識も高まる良いことだと思っておりますので、今後も続けていかれるようにと思っております。

さて、過去最大クラスと言われる南海トラフ地震が発生した場合、玉城町の被害想定は震度6強と考えられていると思っております。津波の直接被害は想定されにくいものの、屋内外の被害や停電や上下水道の機能支障も想定されます。

また発災の時間帯によっては、職場での避難活動や対応、交通渋滞、道路渋滞による帰宅困難者も出ることが予測され、住民はまず自分自身を守ること。そして家族を守ること。さらに地域や行政と協力して、行動しなければなりません。

またそのような場合、行政機関自体も被災者となりうる不測の事態も考慮しておかなければいけません。そのような震度6強というような地震が起こった場合、町としてはどのような被害を想定されており、初動体制や日頃の取り組みとして考えておられることがあればお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 過去最大クラス、マグニチュード8クラスの地震が発生した場合、玉城町の最大震度は震度6強、想定被害ですけれども、人的被害において死者の数は約20人、重傷者30人、軽傷者200人、建物被害は全棟消失、あわせて約400棟、避難者数は発災1日後、約1,100人、うち避難所外避難約400人、1カ月後で約5,600人、うち避難所外避難者は約3,900人、帰宅困難者、約2,700人、停電件数は直後で8,300件、町全体の約89%、上水道の断水、下水道機能障害とも直後で100%と想定されております。

当然このような大規模災害になれば、当町だけでは対応が困難となり、自衛隊、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊などの広域要請を早期に行い、万全の体制で対応するとともに、被災者支援についても国や県からアドバイスをいただきながら、進めてまいりたいと思っております。

その上で、一番大切なことは職員が一丸となって進めること。それが一番大切と考え

ております。また、これらの支援が円滑に進められるよう受援体制の整備が課題となっております

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） 被害想定を語ると数字のみが一人歩きをしてしまうこともありますが、今、室長のほうから行政一丸となってという言葉が聞かれました。災害の場合、人の力によって災害の被害を減らすということも可能だと言われています。住民の側では防災・減災対策において、個人ではここまでしかできないけれど、ここまでは地域で協力し合うことができる。けれども、ここから先は公助の力を求めたいという計画を立てておく必要があります。

そして、そういった要望に合わせて、行政のほうとしても考えていただきたいことです。これが自助・共助・公助のステップと言われておりますが、それぞれできること、できないことを情報交換をし合って、役割分担をすることが重要となってきます。これまでも玉城町では防災指導員の小宮さんや、町の広報を通してわかりやすい情報発信を行っていただきますが、自治区や自主防災組織との情報交換などにも努めていただいております。

今後も情報発信や防災意識の啓発に継続して取り組んでいっていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

災害は起きてからの状況の把握、迅速で的確な判断、行動に移すことが必要です。職員の皆さんも訓練されておられると思いますが、被害想定でいえば想定しうる最も困難な状況に対処できるものであってほしいと思います。

続きまして、大規模地震発災時の避難所運営について伺います。

まず指定避難所については、玉城町地域防災計画にも定められており、4つの小学校と保健福祉会館、中央公民館であることは周知のとおりです。町民の皆さんからは、もし大きな地震が起きたら、避難所にまず行ったほうがいいのか、その際どうやって行くのか、歩いて避難所まで行けるだろうか。もし家の中で落ちてきたもので、グシャグシャになっていたら、居場所が確保できるまで、例えばおじいちゃん、おばあちゃん、子どもたちだけでも避難所に行っているのだろうか。家にずっといたほうが生活もしやすいんじゃないだろうか。停電したりトイレも使えなくなったら、どうするのか。生活していけるのかなど、さまざまな不安の声があります。

平成28年6月の玉城町議会定例会での一般質問で、防災対策について質問された議員さんへの答弁で、当時の総務課長より避難所での実際の運営訓練をすることが大きな課題であること。避難所運営は役場だけでは不可能で、自治区や住民、自主防災組織と連携していかななくてはならない。訓練と研修を合わせたような内容のものが実施できるという趣旨の内容が、答弁の中に記録されております。

その後、実施のご検討はされましたでしょうか。また、今後そのような計画はございますか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 避難所の運営につきましては、現在も職員が運営を行い、非常用の飲食料、毛布などを配給しております。しかし、避難所の運営は避難者自らが行うことが良いと言われておりますので、災害時に誰もが避難所運営に参加できるように、今後、避難所ごとに自治区、自主防災の関係者の方々の協力を得て、まず避難所運営マニュアルを作成してまいりたいと考えております。

要配慮者や男女共同参画の視点に配慮した、誰もが安心して快適に避難生活ができるような避難所の運営と地域に住むすべての人にとっての生活の再建の拠点としての場所となるような避難所づくりに努めてまいりたいと考えております。

さらにこれに基づく避難所運営設置運営訓練も今後実施していきたいと考えております。訓練の予定でございますけれども、来年度、小学校区ごとに避難訓練をさせていただこうということで、計画しております。内容につきましては、まだ今ちょっと検討中でございますけれども、防災指導員の技術指導員の小宮のほうと調整を図りながら進めてまいります。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） ありがとうございます。避難所の設置の運営訓練は、避難所のみではなく、避難所までの避難の仕方や、その状況の確認についても、小学校区ごとに地域の事情が違いますから、今おっしゃられたように、小学校区ごとの訓練というのは、とても適していると思います。机上の訓練だけではなく、実地において確認しておくことができれば、先ほど私が申し上げたような地域の方からの不安の声も解消されるのではないかと思います。

ただ、訓練といっても、初めは参加しにくいこともあると思いますので、実際にその場に来てみて、心配なことについて話ができたり、支援が必要な方がどういう援助があったらいいかというような課題を見つけて、みんなで考えていける場。地域住民のコミュニケーションがとれる場であつたら良いと思います。その辺も含めて検討していただけるとありがたいです。

続きまして、避難所についてですが、避難所を考える際、福祉避難所についても検討が必要かと思えます。どこの避難所においても、要配慮者の方を受け入れるということに変わりはないとは思いますが、地域防災計画の冒頭でも、指定避難所のうち、主として高齢者、障がい者、乳幼児等の災害事業避難者を滞在させる避難所と明記されております。玉城町においては保健福祉会館が福祉避難所の指定になっておりますが、災害時要配慮者の中には、発災後、情報伝達や避難所に来ることに対する支援が必要な場合も多くあります。避難所自体も入れる人数には限りがありますから、要配慮者の安全な避難、受け入れができることはもちろん、避難の方法、福祉会館は一般の方も避難されてこられると思いますので、交通手段なども考慮していかなくてはならないと思います。

この点についてはいかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 福祉避難所についてですけども、まず先ほど議員がおっしゃられました保健福祉会館を指定しております。当然、収容人数のオーバーも考えられますので、災害時避難行動要支援者の福祉避難所として、施設等を使用することに関する協定を現在、町内2福祉施設と締結しております。

介護を必要とする避難の方々には、協定先の施設へ移送し、十分な介護の下に避難生活を送っていただくこととなりますが、福祉施設におきましても、やはり空きベッド、空きスペースでの対応となってくるかと思われま。

今後他の福祉施設もございますので、連携に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） 皆さんが安全に避難できるような環境が整うことを望んでおります。また、住まいに損傷がなくて安全な場合は、家族や地域のサポートを得て、在宅避難をされるケースもあります。その際は、その方の状況を把握して、決して誰も見逃さない体制をとることが重要です。

福祉避難所の運営については、そういった地域との連携もとりながら、自主防災組織や民生委員さんの協力、保健福祉課と密に連携した仕組みづくりをしていただきたいと思います。

先日、三重地震の日シンポジウムというのがありました。そのディスカッションの中で、県の方から避難所運営は原則、町長がおっしゃったように、市町が行うものであるとされていますが、台風など時間もある程度わかっており、あらかじめ打つ手立てがある場合と違って、地震の場合は突然なので、行政としても動けない時間帯がある。動ける人数も十分とは言えないので、地域の協力、住民のことをよく知っている住民による助け合いの避難所運営が必要といった、県にも避難所運営マニュアルというのがあり、その策定指針に基づいたお話がありました。

その際、人材育成というところにも言及されており、さまざまな問題解決にあたっていくために、玉城町でも今後課題となるところではないかと感じました。職員も住民も含めて、この点につきましても、是非ご検討いただきたいと思っております。

それでは、その指定避難所の施設、設備について、質問いたします。

平成29年10月の台風21号災害を受けて、その後の大型台風の際には、自主避難所として避難所開設がされておりますので、避難所の設備については見直しもしておられると伺っておりますが、主な設備の確認と合わせて、備蓄品に関して、またその管理について、心がけておられることがあればお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 指定避難所は先におっしゃられましたとおり、保健福祉会館、田丸、外城田、有田、下外城田の各小学校、中央公民館、そして新たに玉城中学

校を追加しております。現在7箇所となっております。

ただ、玉城中学校につきましては、他の避難所での対応が困難になった場合のみ開設を考えております。各小学校の体育館、避難所となりますけれども、また保健福祉会館には空調設備が完備されており、停電時以外は使用可能という状況になっております。

また備蓄品につきましてはですけども、避難所には防災備蓄倉庫が併設されております。それ以外にも各所にございまして、現在11箇所ございます。備蓄品の全体の総数ですけども、保存水1.5リットルのやつが、今630本、アルファ米4,420食分、ビスケットやカンパンなど3,100缶分、備蓄毛布1,544枚、簡易トイレ1万3,000個、発電機13台、その他衣類、浄水器、間仕切りなど備蓄されております。

また、これらの管理につきまして、備蓄食料などは消費期限を勘案して、年次計画で更新・補充しております。発電機などの機械類は定期的な点検を行い、非常時に機能するよう管理いたしております。

なお町の備蓄品は数量、品目も限られております。常日頃からご家庭での備蓄が大切なことをご理解いただけるよう、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） 今のように備蓄品はどういうものがどれだけあるか、把握できていること。それぞれの場所の備蓄品についての情報があれば、各家庭でも備えておかなければならないものと考えられます。これは自助の充実のためにもお願いしたいことですので、現在おそらく防災計画に載っている備蓄品からは若干数量も増えていたり、品物も増えているような気がいたしますので、またホームページ等を活用して、町民の皆さんに知らせていただくようなこともしていただければと思います。

また、年月を重ねることに防災倉庫の老朽化も心配なものとなってきます。保存状態の確認や倉庫自体の改修や更新も、検討材料となってくると思われますので、そちらも合わせて管理をしっかりとよろしく願います。

これまでお答えいただいた発災時の対応や避難所運営、さらにその後のことを考えましても、行政職員、自治区、自主防災組織、消防団、社協、民生児童委員、防災ボランティアなどの連携が欠かせないことはいまでもありません。こうした多様な主体の連携について、またほかにも住民の命や生活を守るため取り組まれているような連携があればお知らせください。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 議員がおっしゃられるとおり災害時には行政が地域の関係機関と互いに協力、連携することでお互いが補完しあい、より良い防災活動が展開できることは承知しております。

玉城町には企業、事業所も多数ございます。企業、事業所も含め地域防災関係機関とのより一層の連携強化に努めてまいりたいと考えております。先般も企業の方が町のほうへ見えまして、そういった連携のことにつきまして、協議をしておるところでござい

ます。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） さまざまな事業所や企業さんと連携を結んでおいていただけることは安心につながると思っていますので、その結んだ協定がその時代、その時にあっているものかどうかという見直しも必要になってくるかと思っておりますので、その辺のところも合わせてお願いしたいと思っております。

発災後、想定できる問題としては、考えることはまだまだたくさんあります。学校を避難所とした場合、学校の授業の再開のタイミングですとか、上下水道やライフラインが復旧していない場合、そこのところはどういうふうに補っていくのかなどあると思いますが、そのような災害時の対応で、重要だと感じることも、また普段から考えておくべきことは何かあるでしょうか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） まず皆様におかれまして、個人の皆様におかれましてなんですが、自分自身を身を守るための家屋の耐震対策や家具の転倒防止対策、窓ガラス飛散防止など、また発災後、今おっしゃられました水道や電気、ガスなどのライフラインが止まることを想定した備蓄品の確保、家族の安否確認方法、それらが重要になってくるんじゃないかと考えております。

また同時に行政の対応はどうしても後手となると思っております。日頃から地域での連携、協力体制、すなわち自主防災組織の設立、育成が重要であると考えております。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） そういった啓発活動を積極的に行っていただくように、今後もよろしく願いいたします。テレビで防災の専門家が、災害への備えとして悲観的に準備をし、楽観的に生活をするのが大事だと語っていたのを思い出しました。きっと起きないだろうとか、大丈夫だろうと楽観視するのではなく、もしかしたら起きるかもしれない、もしかしたら大変なことになるかもしれないと、あらゆる状況を想定して、そのリスクを最小限にするように準備しておいてこそ安心して日常生活が送れるということだと私は感じました。

リスクを知り準備をしておけるよう、町内においても、また地域でも情報発信と情報共有を十分に行い、共通認識を持っておくことが大切です。自主防災組織の設置も少しずつ進んでいるように伺っております。組織がなくても、十分にそれに見合った活動をしている自治区さんもあると聞いています。そういったところを防災対策室で把握されて、災害時には円滑な連携や、また助言をいただけるとよいと思っております。

ではこのまま2つ目の質問にうつらせていただきます。

公共施設の老朽化対策と将来を見据えた中長期計画について伺います。

町の最上位計画である玉城町総合計画に即して、平成 29 年 3 月に玉城町公共施設等総合管理計画が、これはおそらく国の指針に基づいて策定されたものだと思いますが、

玉城町でも策定されております。

公共施設の老朽化対策は、自治体にとって大きな課題といえます。過去に建設された公共施設等が大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体においては、少子化による生産年齢人口の減少と、高齢化による扶助費の増加が見込まれ、今後将来にわたって財政状況は厳しいものになっていくことが予測されます。

人口動態によっては、公共施設の利用の需要というものも変化してくるような気がいたします。長期的な視点で更新や統廃合、長寿命化などの計画を立てて、今の時代の玉城町にあった公共施設等の最適な配置を考えていく必要があります。

玉城町においても、1973年から約20年間の間に多くの施設が整備されており、改修や更新のタイミングも集中して訪れることが考えられていると思います。将来を見据えた計画を立てて取り組んでいかなければなりません。まずは玉城町の公共施設の現況、全体像の把握と、計画の方針について伺いたいと思います。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 里中和樹君。

○地域づくり推進室長（里中 和樹） 玉城町公共施設等総合管理計画におきましては、29年から平成68年までを見据えた上で、計画を策定しております。ただ、これにおきましては、今の現状を把握したものでありまして、すべてそれに議員仰せのとおり、これの内容に応じてすべての計画をつくったものではなく、今の現状を把握するためにつくったものとしております。以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） ではこの公共施設等総合管理計画の現状把握の内容に基づいて、これからどうしていこうかという計画を立てていかれるということで、よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと具体的に伺いたいことがございます。これまで公共施設に関する議会での一般質問の際、城北公園の再整備計画に合わせて検討していきますとの答弁をいただくことが、何度かありました。町が考える再整備計画とはどのようなものでしょうか。指針となるものや、実態が見えなくても、どのような目的と規模で考えておられるものなのか、お聞かせください。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務局長 中西豊君。

○教育委員会事務局長（中西 豊） この玉城町公共施設等総合管理計画の中では都市公園名である城北公園の再調整という書き方をしておりますけども、主となるのは中央公民館、また玉城体育センターといったものになりまして、こちらは教育委員会事務局の所管施設となってきます。

この総合管理計画では文化施設としての中央公民館、スポーツ施設としての玉城町体育センターにおいても方針を示しており、これに芝生広場の屋内体育館、あるいは第5次総合計画後期計画にあります図書館も含めた統廃合を検討したいと思っております。

具体的には現有地を生かすことが最も有効性が高いと考えられるので、この中での再調整と考えております。また施設の集約、複合化という観点から、敷地の拡張を視野に入れることも必要かと考えますが、現有地の南側における都市計画道路、久保朝久田線、こちらの用地買収がまだ完了していないことから、担当課である建設課と調整を図りながら進めたいと考えております。以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） 用地や財源が決まってないと、まだ計画としては明言しにくいかと思いますが、詳しく教えていただいております。中央公民館は1983年の建設で、35年が経過していますので、いずれは何らかの検討すべきところではあると思っていました。町の文化、スポーツの拠点であり、災害時の避難所にもなっておりますので、利用状況や住民ニーズ、維持管理の方法やまたコスト面も考慮に入れた計画と運用を図っていくことが重要です。

子どもからお年寄りまでが利用できる施設であり、これからのまちづくりの一翼を担う施設にもなりうるのでありますから、今後どのようにしていくのかは、住民にも十分な情報提供を行いながら、検討していかれていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に保育教育施設について伺います。

保育所については、古いものからですと、外城田保育所が昭和52年、田丸保育所が昭和54年に建設されています。実は田丸保育所は私が保育所に行っていた時、最後の1カ月だけ入った田丸保育所でございます。耐震工事はされていますが、耐震化施工から来年で10年が経過します。特に田丸保育所に関しては、立地についても対策は講じられていますが、急傾斜地の脇ということもあり、度重なる大型台風の襲来などもあり、安全性は大丈夫なのかと懸念されるところもあると思います。今直ぐにということではないと思いますが、安全性も鑑みて検討していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 藤川健君。

○保健福祉課長（藤川 健） 保育所におきましても、前段お話がありました玉城町公共施設等総合管理計画におく中で、主な取り組みといった中身におきましては、状況に応じた保育施設の推進ということで、保育所については児童数の変化など、保育事業の動向を踏まえながら施設整備を検討するとしております。

安全性につきましては、劣化、損傷、あるいは損傷等の進行を、こちら等を発見しながら、建設物それから設備が適切な状況にあるのかというのを把握するために、建築基準法上とか、その他法令もありますけれども、そちらの点検を定期的実施をしていくという内容も書かれております。

保育所の施設につきましては、この建築基準法上でいう定期点検というものにはあたらないということで確認はさせていただいておりますけれども、そういった施設であって

も、やはり法定点検に準ずるような施設ということで、点検を図っていかなければならないということで考えるところでございます。

議員おっしゃいますように、保育施設につきましては、すべて耐震の部分につきましては、基準をクリアしておるといった状況ではございますけども、定期点検にはあたらないのですけども、劣化状況調査というものを実施いたしながら、長寿命化計画といった策定につなげていきたいと全体ではそういったことで考えておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） 現状の把握というものが非常に重要になってくるかと思えます。現場で働いておられる保育士さんや園長先生をはじめとした保育士さんたちが、不具合を感じているところなどありましたら、修繕をされるなどして対応していただけたらと思います。子どもたちが安全に生活を送れることが何より重要だと思っております。

次は、教育施設においては、中学校についてお伺いしたいと思います。

体育館は平成元年の建設ですが、校舎は昭和 30 年であります。私も 3 年通いました思いで深い校舎ではありますが、老朽化は否めません。田丸城跡の中にあり、過去には大きな改修や補修を重ねながら、今、保育所もおっしゃっていたような長寿命化を図ってこられた中学校だと思っております。

今後、計画としてはどのような位置付けでお考えでしょうか。

○議長（山口 和宏） 教育委員会事務教育長 中西豊君。

○教育委員会事務局長（中西 豊） まず玉城中学校は昭和 39 年の建築になります。こちら訂正させていただきます。耐震自体は平成 17 年に行っておりますので、躯体、骨組みとしては安全性が担保されると考えておるのですけども、小学校も含め 5 校の中で、全体の施設の長寿命化計画というものを考えたいと思っております。骨組みが大丈夫でも、やはり水道管の老朽、さびが出たりというようなことが、あるいは中学校でも軒裏のモルタルが剥離して落下したりということもありますので、そういうものを含めて、費用の平準化なりを視野に入れた、長寿命化の計画を可能ならば、予算化されれば来年度考えたいと思っております。以上です。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） このまま長寿命化などを計画的に行っていくのであれば、PDCAサイクルの中のCの部分、点検は非常に重要な意味を持つてくると考えます。経年劣化は今、事務局長がおっしゃってくださったように避けられません。今までもあったと思いますが、外壁の補修や雨漏りに対する対策も引き続き必要になってくるかと思えます。

子どもたちが生き活きと学校生活を送れるよう環境整備はしっかりと行っていかなければならないと感じます。保育、教育について、環境はとても重要な要因の1つです。子どもたちは1日の多くの時間を保育所や学校で過ごします。良い環境の中で、安心し

て生活できるよう守っていくのは、大人としてまた行政の担当者の方として、また私も議会人として当たり前のことであり、大きな責務だと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

最後にインフラ系施設のうち耐用年数を迎えた上水道の管路の更新について、伺います。上水道の整備はおよそ1976年、昭和51年に大規模に行われているように記載されております。法定耐用年数の40年を超えてきている管路が多くあります。一部下水道工事の際に、耐震化の取替えも行っていると伺っておりますが、その方針についての進捗状況と今後の計画について、お聞かせください。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂浩行君。

○上下水道課長（真砂 浩行） 議員お尋ねの件でございますけども、老朽化対策と将来を見据えた長中期計画についてですけども、仰せのとおり上水道施設では、昭和52年1月に供用開始を行ってから、約40年経過しております。今後、耐用年数を迎えた施設の更新が課題であります。また、下水道施設については、平成12年3月に宮古地区の農業集落排水事業の供用開始をはじめ、公共下水道事業の供用開始は、平成15年4月と古いもので15年程度経過している状況でございます。

下水道事業は、平成9年度より着手と施工年次が比較的新しいことから、耐震機能を有した設計で施工されております。平成29年3月に策定された玉城町公共施設等総合管理計画に基づき、所管する上下水道施設の個別計画を今後進めていきます。特に上水道施設については、40年経過しており、施設の更新、耐震化が直近の課題であると認識しております。

今後、発生する水道施設の老朽化に伴う更新、投資の増大、防災・減災対策の強化、人口減少に伴う料金収入の減少等に対応するために、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組まなければならないと考えております。

このことを踏まえ、更新計画の取り組みについては、中長期的な視点を持った資産管理を実践することで、計画的な更新投資、資金確保により将来にわたって施設、財政、両面で健全性が維持され持続可能な事業運営が達成できるよう計画することが必要であります。

手法として、既存施設に関する基礎データ、これは施設台帳、資産台帳ですけども、技術的な試験に基づく点検、診断等により現有施設の健全化等を適切に評価することで、将来における水道施設全体の更新事業の規模、ピークをつかみ、長中期的な視点を持って更新需要や財政収支の見通しを立てることにより、将来必要な更新需要に対応した資金確保を具体化させ、財源の裏付けを有する計画的な更新、投資を行うことが必要であると考えます。

このことから計画する上で、今後、財政部局と私ども施設管理担当を含めた、内部検討委員会を今年発足し、今後、計画について協議する予定でございます。上水道施設については、重要度の高い順から水源地施設及び導水管、配水池に送水する送水管、配水

池から集落へ配水する配水管があります。

議員が先ほどおっしゃられました下水道事業に伴う管渠の更新については、主に集落内の配水管が更新されており、供用後、一度も更新されていない上水道施設の水源地施設や導水管、それと送水管が今後更新時期を迎えるということをごさいます、具体的に今年度はそれを踏まえて、山岡の水源地、浄水場の実施計画業務及び管路耐震化更新、計画策定業務を現在委託中であります。

具体的に申しますと、山岡の水源地の計画業務は管理棟施設、管理棟電気機械設備の更新に伴い、合わせて耐震化を図る施設の詳細設計業務でございます。管路耐震化更新計画策定業務は、上水道事業の給水区域における管路の更新、耐震化を図り、また給水区域全体で口径 50mm 以上の管路について、効率的な管路網を再構築するため、既存の管路網を見直しを合わせて行い、管路施設更新・耐震化を図る計画策定でございます。

これらの成果を基に、資産の状態を把握、施設の更新や耐震に必要な投資計画を、先ほど申しました内部検討委員会で検討を行い、上水道事業の中長期投資計画を今後策定する予定でございます。

また、下水道施設についても、新しいとはいえ、いずれ来る更新時期がございますので、合わせて同様の計画を策定する予定でございます。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） 今、課長がおっしゃってくださったように、人口減少により使用料が減れば、収入も減少していきます。財政面も考慮していかなければ、今まで安全でおいしい水の安定供給が行われていた玉城町において、それが持続的に継続されていくということが一番だと思いますので、これまで玉城町では消費税の改正の折にも、水道料金の値上げというのは行ってこなかったように聞いておりますが、来年もまた増税の年となります。その辺については検討されていることはございませうでしょうか。

○議長（山口 和宏） 上下水道課長 真砂浩行君。

○上下水道課長（真砂 浩行） 水道料金に申しましては、昭和 58 年に料金値上げをしてから、約 30 数年間そのままの料金で現行のままでございます。

それで、今、私の答弁にもございました更新需要や財政状況を踏まえ、そういうようなことも検討しながら、今の料金体系で上水道、下水道がやっつけられるのかということも合わせて、検討する内部委員会でございます。

○議長（山口 和宏） 1番 津田久美子君。

○1番（津田 久美子） では、その内部検討委員会において、しっかりした検討を行っていただきたいと思ひます。

玉城町では、水道事業はこうやっていきますと、今のように情報発信をしていただければ、皆さんも安心すると思ひますし、何よりも先ほども申し上げましたように、安全でおいしい水が提供されるということが、本当に大事なことだと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

さまざまなところを伺いましたが、やはり長期計画において、更新というよりは長寿命化を図っていく方向で進めていかれるということだと思います。重ねて申し上げますが、その際は本当に点検ということを行わないと、先ほど一番目の質問にありましたような大規模地震が起きてしまった時に、大変なことになることも想定されますので、日々の点検業務に関して、細心の注意を払っていただけるようお願い申し上げて、一般質問を終わらせていただきます。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 津田議員から2点の質問をいただいて、質問を終了なさるところでございますけども、町の状況なり少しお話をさせていただきたいのが1点がですね、非常に69の自治区がある中で、特に熱心に地域の共助の活動が生まれてきておるといのが、今の町の状況でございます。

従って、いい自治区の活動モデルを、他の地区にも取り組んで欲しいという働きかけをしておるわけでございます。特に広島県の大災害が今年ございました。そのことも少し周知をさせていただいた機会がありますけれど、広島県の坂町、そこは大変隣近所の呼びかけで、救助された方の率が確か24%、高かったということが新聞でも報道されておりました。

つまりその呼びかけで命が助かったということでもございました。なかなか今回この9月、10月の初めの災害の時に、一番多い時で玉城町で避難所に避難された方が約80名、自分は大丈夫だという意識は誰でもあるわけでございまして、避難準備から避難勧告から発令をさせていただきましたけれども、なかなか応じていただけないという方もお見えです、現実。従って何が大事かということです。これは阪神・淡路の時のご指摘いただいた方がありますけども、直接語り部の方がおっしゃってみえたのが、隣近所で助けていただいたということなんです。

従って、そうした教訓を大事にしながら、そして地域での熱心な活動、そして言葉で連携、連携といっておっても、なかなかやっぱり日頃の自治区の、日常の協力し合う活動、それが無いことにはいざの時に協力できないということでもございますので、是非そのことも町の地域活動、町のほうからもお願いを申し上げたいと思っております。

それから、もう1点は町は近隣の市町よりも早く、これは伝統でありますけれども、保育所から小学校、中学校から、防衛の周辺整備法の適用もございましたけれども、冷暖房完備、耐震も早くやりました。体育館まで冷暖房完備、そして天井の落下防止もみな終わっています。そういうところは、やはりこの長寿命化計画の中で、見直しはしていかなくてはなりませんし、合わせて毎年毎年非常に年数が経って、環境が悪くなると子どもたちが良い環境で過ごしていただきにくいということがございますから、絶えず私は直接保育所長なり学校長なりお邪魔をさせていただいて、そしてその度に必要なものについては、予算措置をさせていただくと、こういう考え方でおりますので、まずは是非そのところもこれからもご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

○議長（山口 和宏） 以上で、1番 津田久美子君の質問は終わりました。

質問の途中でございますが、10分間の休憩をいたします。

（午後1時58分 休憩）

（午後2時07分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。 休憩前に続きまして、一般質問を行います。

〔3番 山路 善己 議員登壇〕

《3番 山路 善己 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、3番 山路善己君の質問を許します。 3番 山路善己君。

○3番（山路 善己） 議長の許可をいただきましたので、通告書に従って質問をさせていただきます。

今回、3つの項目がございます。下外城田地区の活性化について、それから中楽朝久田線の件です。それともう平成も終わり、年の終わりです。町長にはこの1年を振り返っての思いを聞かせていただこうと思っております。

それでは、まず1つ目ですが、玉城町の若手の職員さんが、下外城田地区明るい未来推進プロジェクト、これを立ち上げて活動なさっていると聞いておりますが、この概要を1つ教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（山口 和宏） 3番 山路善己君の質問に対し答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 山路議員からまずは下外城田地区の活性化の中で、下外城田地区の明るい未来推進プロジェクトについてのお尋ねでございます。

それぞれ更に詳しい内容もお答えは、担当のほうからもさせますけれども、まずはどうしてこのプロジェクトを設置したのかと、こういうことなんです。それは玉城町が誕生してから今年で63年を迎えます、昭和30年誕生でございますから。つまり田丸、外城田、有田、下外城田の町・村が一緒になったわけでございますけれども、現在その中でも特に、今直ちにということはありませんけれども、約で恐縮でございますけれども、下外城田小学校の子どもたちの児童数は約170名です。

下外城田の小学校の校区の中でのお子さんの去年、一昨年ぐらいのお生まれになった人数は、1歳児、0歳児、そういう形ですと10人、11人前後でございますから。従って単純にいけますと、いずれ1学年10人ということになりますと60人、場合によっては複式ということも考えられる、想定しなかりゃいかんという考え方を持ちまして、要は他の校区も考えていきたいとは思っておりますけれども、まずは4つの小学校区の中で人口減少、少子化が進むという見通しを立てまして、そして、地域の住民の皆さん方に、そんな現状を見える化することで、それぞれ地域の課題を自分のこととして考えていた

だいて、その上で下外城田地域の住みよさを、これからもどう維持していくのかということを考えて欲しいというのが趣旨で、まずは下外城田地域での出身の職員を中心に、そのプロジェクトを立てたということをごさいます、その中には鳥羽商船の先生、そして静岡の聖クリストファー大学の先生、そして今まで防災についてご指導いただいております東日本や大阪の地域づくりを担当しておりますところの浅見さんという方、そして松阪の特定非営利法人活動のエムブリッジという方の代表という専門の方々にもご参画をいただいて、アドバイスをしていただきながら、下外城田の良さをこれからも持続させていきたい。

今直ちにとということではありませんけれども、やはりこのことに手を入れないと、今、将来を見据えて手をかけてないといかんと、こんなふうに思っています。

そして今、考えておりますのは、少し他のことにも触れますけれども、下外城田だけではなく、田丸地域も大変衰退をしておる現状がございますから、田丸の地域や、あるいは有田や外城田の地域の課題についても、地域の皆さん方はもとより町として、それぞれのせつかく良い4つの小学校があり保育所があり、まとまりのある玉城町でありますから、そういったことについての今まさに力を入れていく、将来に向けて力を入れていく、その時ではないかと思っておりますので、まず下外城田から発足したという経緯がございます。よろしくお願ひします。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 里中和樹君。

○地域づくり推進室長（里中 和樹） 下外城田地区明るい未来推進プロジェクトについて、説明させていただきます。

このプロジェクトは下外城田地区の人口減少問題の解決に向け、地域の活性化を推進する取り組みについて、下外城田地区在住出身の職員を中心に、全庁一体となって加速させていくため、下外城田地区明るい未来推進プロジェクトチームを、平成 30 年 9 月 30 日に設置しました。

主な所掌事項につきましては下外城田地区転入者の実態把握に関すること。下外城田地区の人口減少対策に関すること。その他下外城田地区人口減少対策にかかる総合企画、調整に関することとしております。以上です。

○議長（山口 和宏） 3番 山路善己君。

○3番（山路 善己） 町長の答弁にもございましたように、確かに下外城田地区の就学前の児童数、5年間で少々減っております。おっしゃるとおりだと思います。そして、私ちょっと勘違いしていた面があるのかもわかりませんが、若手の職員さんだけでなく、著名な先生方も交えてのチームで、そういった行動といいますか、会議などは先生を交えての活動なんでしょうか、お尋ねします。

○議長（山口 和宏） 地域づくり推進室長 里中和樹君。

○地域づくり推進室長（里中 和樹） 町長が申しました先生方につきましては、外部で助言をいただいております、委員としては委嘱は職員となっております。委員として

の委嘱は職員だけでして、先ほど町長がおっしゃいました外部の講師さんは、助言をいただいておりますという状況になっております。

○議長（山口 和宏） 3番 山路善己君。

○3番（山路 善己） 通常は若い職員さんたちだけで活動されているんですね。助言は著名な先生方に依頼して。地元出身の町職員さんということで、これは非常にいいことだと思います。やはり地元のことは地元の者でしかわからないことがたくさんあります。そういう中で進めていく上で、行き詰まったり不明な点は、そういった先生に伺って進めていかれるということはいいと思います。これできた暁、また成果のほどをいい報告を受けることを楽しみにしております。

それでは次の2つ目を質問させていただきます。

今の下外城田地区明るい未来推進プロジェクト、こういったことだけでなく、やはり私は町にとって、ハード面の整備も必要であると考えております。下外城田地区に関する平成21年度に宮川架橋建設推進協議会が発足しまして、今年で9年目です。

そして、6月の定例議会でも私この8年間、どういうことをされていたのかと質問させていただきましたが、あまり目立った活動はなかったみたいで、6月の議会の後、7月に町長並びに議長出席の協議会の総会が開催されたと聞いております。

それで、この6カ月間、何らかの進展があったかどうかお伺いしたいのですが、もしなければそれでいいんです。これからまた皆で考えて、この建設に向けて一つひとつ前に進めていったらいいと思いますので、この6カ月間、何らかの進展があったかどうか、町長にお尋ねします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 議員おっしゃるように、宮川環境建設促進協議会でございます。今年度につきましては、7月17日に伊勢トピアで開催されました。伊勢の市長、議長、度会町、玉城町の両町長、議長と、あと漁協の組合長など16人の方が参加いただいた中でございます。また、顧問の国県選出の議員さんあたりも6名ほど参加いただいて、開催させていただいたところでございます。

その事業内容といたしまして、今年度のこの協議会の事業内容といたしまして、国県選出議員の要望活動というのが、1つあげられてございます。

それとあと三重県の道路整備方針への位置付けを目指した調査研究、それから、3点目といたしまして、その他目的達成に必要な事項となっております。

それで今、昨今の動きでございますけれども、今月の末を目途に地元選出の県会議員に対しての要望活動を行うことを、今予定させていただいておりますという状況でございます。

○議長（山口 和宏） 3番 山路善己君。

○3番（山路 善己） いわゆる要望活動だけのように思います。来年度で10年目になります。10年を区切りに少々提案させていただきますが、またそれについてのご意見を賜りたいと思います。

玉城町、伊勢市さん、県と協議しまして、伊勢南島線から東側、伊勢市さんのほうはおそらく現在の道路があります。その道路改良でできると思います。玉城町側は伊勢大宮線から岩出田丸線の接続は、新設道路改良になると思います。

ですから、玉城町にとっては地元の人たち、地権者さんにこの橋の必要性を十分理解していただいて、そして県と伊勢市さんと協議の上、橋の位置を決めて、それぞれ都市計画道路として決定すれば、10年経ってはじめて一步前に進むと思うのですが、これについて町長のご意見をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 6月にもお答え申し上げましたように、宮川架橋の建設については、むしろ私のほうから働きかけをさせていただいて、協議会をつくっていただいて、動いていただいておりますという経緯がございます。特に岩出地域あたりから、もともとは高速道路を計画の段階で、そういった地域の皆さん方が対岸に高速道路ではなくて、かけ佐八と岩出間に昔あったように、交流ができるような、そういう道路ができないかという申し出もあって、働きかけをして今日に至っておりますということでございます。

ほぼルートが固まってきておるわけで、今、議員が仰せのとおり、当初は昼田から対岸の大倉うぐいす台ということでございましたけれども、それを上流の今ちょうど県道田丸岩出線の中角のカーブのところから、岩出の対岸に渡ると。そしてさらに宮川を渡って、佐八へ行くと。こういうふうなところのルートが法線として決められておるわけでございます。いずれにいたしましても、先ほど課長が申し上げましたように、それぞれ近く年末までに、この3点の事柄について協議会として、県にまずは要望活動をしていくという今の段階でございます。

これは当然のことながら、なかなか一朝一夕にはいかんと思っておりますが、相当の費用が発生することありますから、そして、当然のことながら概数で恐縮でございますけれども、土地の関係者の方が約50数名、筆数で130筆程度が把握をしておるわけでございますけれども、そういった方々に対しての随時ご理解を賜わっていくことが、これから大事でないかと、こんなふうに思っています。以上です。

○議長（山口 和宏） 3番 山路善己君。

○3番（山路 善己） また同じことになりますが、要望活動だけでなく、10年経った、経ったですから、もう少し前へ進める努力を私はしていただきたいと思います。これ私の勝手な考えですが、遷宮までに、次の遷宮までに完成すればいいなと思います。玉城町とか伊勢市のみならず、南勢地区にとって大いに有効な橋になると思います。

そして、下外城田地区だけでなく、玉城町全般の活性化して、発展につながることであると思います。そういった努力を来年度以降、最大限お願いしまして、次の質問に移らせていただきます。

これも6月の議会で質問させていただいたのですが、中楽朝久田線、田丸小学校から西よりの片側通行している道路、あそこは何ら進んでおりませんが、この半年間、何ら

か地権者さんと折衝もされたりして、交渉とかされたか。そして、そういったことを一先ずお尋ねします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 私は 10 月で代わりまして、中樂朝久田線、これは以前からの懸案事項になっておるといことで、指示もいただいておりますので、先般、地権者の方にもお会いさせていただいて、事情も聞かさせていただいたところでございます。

やはり聞かさせていただくと、いろんな問題というのですか、いくつか乗り越えなければならぬ問題がございます、これ地権者の方の個人的な話もございますので、あまりここでは申し上げることはできませんけれども、引き続き関係者とお互い話し合いの中で探っていく必要があるという考え方を、今しておるところでございます。

全然話を聞いてくれないというわけではございませんので、他にもこの案件だけではなく、他の件も関係してみえる方でもございますので、引き続き粘り強く交渉を続けていきたいといことで、早期解決に向けて取り組みを進めていきたいと考えてございます。

○議長（山口 和宏） 3 番 山路善己君。

○3 番（山路 善己） いろいろ事情もおありのようですが、もし玉城町、役場としても地権者さんたちに解決に向けて協力できるようなことがあれば、精一杯努力、努めてあげてください。そして、今のところ事故も起きてませんが、事故が起きたら玉城町の管理責任のみならず、事故を起こした人たち、怪我でもされたら、その人たちこそ気の毒になりますので、できるだけ早い正常な道路になるよう、また課長も変わられたことで、最大努力をお願いします。

そして、次にまた中樂朝久田線ですけども、中樂朝久田線と世古田丸線の交差点から伊勢市方面に向かって、妙法寺を過ぎてから、外城田川と並行して、1 km ぐらいあるのかな、並行して走っているところがあります。

それから、やや左にカーブして下がっているところ、もう 10 何年前から凹んでは補修をして、凹んでは補修をして、最近 11 月の下旬にも補修していただきましたけども、これは根本的な解決方法、何らかあるんやないかと思うのですが、今回はどのようにされたか、どのような工法で補修されたかお尋ねします。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 山路議員がおっしゃるように、ご指摘いただいた場所でございます。何回も地盤沈下等によりまして、舗装が下がっておるといことでございます。それにつきましては、町のほうといたしましては、平成 25 年に路面の性状調査というのを、31 路線、56km、町内全体の舗装ですけども、させていただきました。これにつきましては、舗装の MCI と言いまして、ひび割れであるとか、たち堀であるとか、平坦性がどうかということによつての評価をさせていただくものでございます。

それでその MCI の数値の高いところから、補修していくという計画を立てさせていた

だいたのところでございます。また平成 27 年には、この中で 3 路線を絞りまして、それには栄町久保線ですか、中樂はああいうふうになっておりますが、その 3 路線入っております、その 3 路線の 2.17km につきまして、ボーリング調査等をさせていただいて、調査結果が出ておるわけでございますけれども、その報告書によりますと、補修のほうと
いうか、どの方法でやるかということで、アスファルト舗装につきましては、一般的にはアスファルト、道路の舗装につきましては、アスファルト舗装とコンクリート舗装と
ございまして、一般的によく用いられておるのがアスファルト舗装となっております。

その中には舗装を構成する一番上の舗装という部分、それから上層路盤があつて、下層路盤があつて、その下に路床というのが、約 1 m 分が路床となって、その下が路体という格好になってございます。

それぞれによりまして、どこの部分をどう補修するかということで、この調査結果から基づきますと、路上の再生路盤工法を推奨されるということで、報告書に出てまいりましたので、今回の補修につきましても、路盤の部分には添加剤を混ぜまして、セメント等の添加剤を混ぜまして、混合して舗装の厚みというのですか、舗装の強度を持たせるという格好の工法をとらせていただいて、今回は復旧をさせていただいたところ
でございます。

ただ以前にもそのような復旧の方法で、工事もしてございます。28 年ですか、工事もしておるわけ
でございますけれども、今回の部分につきましては、28 年の時には施工してなかった
ということでございますので、部分的な補修は以前からしておったよう
でございますけれども、今後また今回その推奨された工法で復旧をしたわけ
でございますけれども、また今後、経過探査した中で地盤沈下等があれば、逆に路盤ではなくて、もう一つ下の路床から改修、補修をしていく方法を検討させていただかなければならないと
考えて
ござ
います。

○議長（山口 和宏） 3 番 山路善己君。

○3 番（山路 善己） この中樂朝久田線のみならず他にも不具合の道路があるみたい
ですが、もう一つどこの道路のことを言われました。今の中樂朝久田線ですか、今のところ
ですか。

○議長（山口 和宏） 建設課長 中村元紀君。

○建設課長（中村 元紀） 平成 27 年に実施しておりますのが、今おっしゃって
みえたところ。それから田丸世古線、それから勝田町鳥羽線のその 3 路線について、実施を
させていただいたところ
でございます。それぞれ路線によって、復旧の推奨工法というの
が変わってまいりますので、この路線につきましては、先ほど言いました路上再生工法
が
適
当
だ
と
い
う
こ
と
で
報
告
等
に
。

○議長（山口 和宏） 3 番 山路善己君。

○3 番（山路 善己） また 2、3 年すれば下がってくる可能性もあるんやないかと思
います。今度は今、中村課長がおっしゃいましたように、路床から本当に基礎から広範囲

にわたって、路盤材、路床材を入れ替えるとか、また、土壌改良をするとか、何らか本
当に基本的な補修をお願いいたします。

今、課長がおっしゃっていただいたので、今度はちゃんとやっていただけるものと思
っておりますので、是非よろしくをお願いします。

次に、役所は4月1日始まりの3月31日が年度末ですけども、一般的には1月1日
正月、12月31日が大晦日、終わりで1月1日から始まります。そこで町長にこの1年
間を振り返って、町政、町長の思いを是非お尋ねしたいと思います。そして、来年に向
けての抱負と、これも一緒に町長をお願いします。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 今の1年を振り返ってとか、来年についての思いというお尋ねで
ございます。多くの皆さん方にご支援をいただき、4月に再選をしていただきました。
町政の重責を担わせていただくということで感謝を申し上げ、そして、町が掲げる誰
もが安心して元気に暮らせる玉城町、これのやはり前進に向けて全力で取り組んがい
かなければならないということは、先般の6月議会でも所信表明でお聞きをいただいたと
おりでございます。

簡単にだけ触れさせていただいて、ご了承賜りたいと思いますけれども、玉城町が
大変コンパクトな町だと。そしていろんな取り組みがあるということで、一昨年、総務
省のベストイレブンの中に入ったり、県外からも視察もいただいておりますという町でござ
います。昨日もございましたけれども、庁舎の玄関前でお会いした若い方が、直接面識
はなかったのですが、お話を聞かせていただきますと、埼玉から代わってこられて、
そして玉城町へ今、家を建てて住んでおられるけれども、非常に子育てや教育がいいと
いうことで、本当に嬉しく感じた次第でございますけれども、今の町の現状をご承知で
ございますけれども、浦町、あるいは栄町のところでも住宅開発が、これから出てくる。
それから、長更の有田小学校の東側、それから新田町のところ、そういったところへ今、
世帯数が5,700世帯、5,770世帯でございますけれども、概数で恐縮でございますけれど
も、こんな小さな町で周りから、あるいは町内の方が毎年60世帯、70世帯、建築をし
てくれるというのは大変すごいことだなと私は思っておるわけでございます。

それだけ玉城町が住みよい町だという評価をしていただいております。この良さをどう持続させていくのかというのは、やっぱり来年の一番大きな力
を入れなければいかんところでもありますけれども、現状を少しだけ申し上げますと、や
はり非常に少子化の対策の部分にいたしましても、ずっと子どもが生まれてからお年寄
りになるまでの、全国に先駆けての玉城版ネウボラ、あるいは病気になった後の病児保
育、今度0歳児も下外城田保育所で来年はやりたいと、こういうことの体制をとって
いきたいと思っております。

さらに福祉の部分でも非常に地域の皆さん方が、健康長寿の取り組み理解を示して
いただいております。そして、2年前に4地区で始めました元気づくり体操が、今、27地区

で開催をしていただいておりますということに、まさに引きこもりとか認知症対策に大きな成果があって、そのことが今年 30 年度になって、厚労省のほうからの努力者支援というところで、国保財政の健全化に取り組んでおる町だということでの評価の中で、伊勢市に継いで三重県で 2 番目というところは、玉城町の今のランキングでございます。

それと年少人口が三重県で 3 番目でございます。つまり 15 歳までの人口が 14%、人口 1 万 5,600 人に対しての 14%が玉城の年少人口、大変人口の少ない子どもさんの少ないところでは、三重県の中でも 6%という、そういう自治体もあるという中で、本当に小学校が 4 つ、保育所が 4 つあって、中学校があって、それぞれに先ほどもお答えさせていただきましたように、教育環境が整っておるのが、我が町でございます。

そして中身はどうかということでございます。今年は村山龍平翁からお城をいただいて、90 年の年であり、甲子園 100 回の年でもございましたから、非常にそのことを町としてアピールをしてきたわけでありますけれども、まさに町の伝統でありますところの文武両道が小中学生の子どもたちにもつながっておる。これは議員の皆さん方も役場の玄関へお入りいただいて、いろんな活躍の姿を見ていただいても、そのとおりでございます。

野球も来年は全国大会へ行く。そして 100m、200m も中西一牙君が三重県で優勝したと。かつてそんなことはなかったわけで、そして英語教育につきましても、文科省の専門の先生がお出でいただいて、全国で 5 番目にランキングする、少しオーバーではないかなと私も感じて聞いておったわけでありますけれども、それぐらいの英語授業が玉城中学校で開催をされておることの評価をしていただいておりますということでございます。本当に良い形で子どもたちが元気で過ごしておるのが、我が町の状況でございます。

それからさらに産業振興の面にいたしましても、第 1 産業は非常に厳しい中でありますけれども、何とかしてこの優良農地を守っていこう、地域のコミュニティを守っていこうという多面的機能という形で、ちょっと名前は変わりましたが、その取組率が三重県一と、先般勝田の絆会が東海農政局長表彰を受賞されたということでもございました。

議員の皆さん方もご覧をいただいておりますかわかりませんが、ええやん祭りとか、いろんなイベントの時に、それぞれの町内の地区で実施をさせていただいております多面的機能の活動の様子を案内させていただいておりますのも、ご覧のとおりでございます。さらに 9 月と 10 月に企業の立地協定を締結をさせていただきました。多気町さんから 2 社ともでございますけれども、ハジメ産業さんと万協製薬さんが宮古、そして富岡のほうへ立地をしていただくという運びになりました。

なかなか企業さんが実績分散とか、他に土地を求めるということは、相当のリサーチをしての上ではないと、なかなか進出はしていただかないということは理解できるわけでありますけれども、玉城を選んでいただいておりますという今の玉城町の現状でございます。

あと1点だけ申し上げて、来年に向けてのことでございますけれども、さらに素晴らしい評価の高い玉城の住みよさ、これを持続させていくために、どうしていくのかというところでございます。これはやはりなんと申しましても、今以前にはない、欠けておる町の皆さん方自身も、もちろん役場の職員もそうでありまして、玉城町の良さを守っていくんだと。自分たちでできるものは自分たちでやっつけよう。

そして、地域のコミュニティ、それが随分希薄になってきておりますから、そのコミュニティをどう醸成していくのかということに力を入れていかないと。せっかく玉城へお住まいいただいて、玉城を選んでいただいても、住みにくいなどということになってはいけませんし、そうした玉城町の住みよさを、これから皆さんと一緒に守っていく。そういうことに力を入れていくべきではないかと、今感じておる次第でございますので、それぞれ一層のご支援を賜りたいと思っておる次第でございます。以上でございます。

○議長（山口 和宏） 3番 山路善己君。

○3番（山路 善己） 多くを語っていただきました。

一言で私なりにまとめますと、この住みよい玉城町、町民の皆さんがそれに応じて玉城町、それについて一生懸命努力を町長はされてきた。そして来年もこれを引き続いて、より住みよいまちづくりに尽力すると、そう受け止めました。4月以降、私議員に就任させていただいてから、町長を拝見しておりまして、1つこれはいいな、すばらしいなと思うことがあります。

1つというのは1つだけという意味ではございませんので、たくさんある中で、その中の1つという意味で、ちょっとだけお話をさせていただきます。8月20日の知事と町長の1対1対談、あの時の様子を私は拝見しておりました。何ていいますか、旧知の友人と会話しておるようで、非常に知事と町長はいい関係を築いておられるなと思いました。外城田川の堆積物の除去の件になって、地図を広げられて、知事に説明されておりました。あの時のやり取りを見ておりました、何ていいますか、本当にちょっと言葉は変わりますが、微笑ましさもちょっと覚えたような気がします。それだけいい関係を築いておられるなと私は思っております。

今後もそれを引き継いでいただいて、来年も玉城町の発展と住みよいまちづくりに責務を果たしていただきたいと思っております。そして、組織というものは例えば企業であれば、最高経営責任者CEO、自治体であれば首長、町であれば町長です。町長の真剣さ、本気度これによって職員さんは、大きく変わってくると思っております。町長は本気なんやと、ここにいらっしゃる職員の皆さんがそのように感じれば、皆さんも本気で真剣に物事に取り組んでくれるものと思っております。

前段の複数の議員さんから指摘がありましたように、ああいったことのないように、真剣に物事に取り組んでいただいて、そして、来年も運用なさっていただきたいと思っております。何事もそうですけれども、これでいいと言え、それで終わりなんです。そ

の上は必ず無限大にあります。今年より来年、来年より再来年、いかにしてこの玉城町が発展するか考えていただいて、運営していただきたいと思います。

もちろん私ども議員も、私のほか全員の議員もそうだと思いますが、真剣に取り組んで、住みよいまちづくり、発展する玉城町づくりに努めたいと思っています。来年はより一層よい玉城町であることを願って、質問を終わります。

○議長（山口 和宏） 以上で、3番 山路善己君の質問は終わりました。

〔5番 井上 容子 議員登壇〕

《5番 井上 容子 議員》

○議長（山口 和宏） 次に、5番 井上容子君の質問を許します。5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って一般質問をさせていただきます。

今回は玉城町の貧困対策について、町長、教育長のお考え、職員同士の連携、町民との連携、社協との連携、8050問題の5つに分けてお尋ねします。

経済的な理由などで生活が苦しい方からの相談は、今年のはじめに確認させていただいた時には、実際にあるはずなのに相談に来てもらえない。また、実態把握が難しいという状況でございました。

玉城町の職員のほとんどが町内出身者、または町内在住者という状況で、もともと玉城町に住んでおられる方には、窓口に行けば知っている人に必ず会うような状態で、田舎のほうでは特に知っている人に見られて、近所の人々の噂になったらどうしようと感じる方が多くいらっしゃいます。

役場へ相談に行きにくくする要因の1つになっているのではないかと、町内外の専門家のご意見もいただきました。しかし、年度が変わり4月に入って、急に相談が増えたと伺っております。

町内の状況も年々変わっていくのも当然です。これからの玉城町での生活困窮者支援について、まずは町長ご自身、教育長ご自身のお考えをお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 井上議員から貧困対策についてのお尋ねでございます。町の事情をご存知かどうかですけれども、国として打ち上げられてきております地域包括ケアシステム、これも国が発案と同時に約10年前から行動を起こして、いろんな町の皆さん方のお困りのことを、何でも相談できる。そういう体制を町としてとってきておるのが、今の玉城町でございます。

平成27年4月に、生活困窮者自立支援制度が始まりまして、生活全般にわたる困り

事の相談窓口が全国各地に設置されるようになったわけでございます。具体的には働きたくても働けない、住むところがない、いろんな様々でございますけども、三重県の社会福祉協議会に生活相談センターが設置をされておまして、町も社会福祉協議会を中心にいたしまして、相談支援にも応じておるのが今の現状でございます。

いろんなお困りの方々、行政は資産や能力等すべてを掌握して、なお生活に困窮する方を生活保護ということで、自立を助長しておるという状況でございます。

昨今の様子は、いろんな支援センターに寄せられる件数も増えてきておるといふふうに承知をしておりますけども、玉城町の場合にはご承知のように、福社会館、この度、地域共生室という形での名称変更にさせていただきましたけれども、何といたしまして、まさに共生、地域で共に生きる、そしてどんなことでも、いろんなところ勿論、個人の情報でありますから、相談に応じさせていただくというのが、玉城町のスタンスでございます。

そして、以前から体制を整えてきておりますけれども、新たに専門の職員も配置をして、そして今申し上げました 10 月には、名称も地域共生室として、子育て支援、高齢者支援だけではなくて、障がい者の方々の支援、生活困窮者支援にも力を入れておるといのが、玉城町の今の現状でございまして、更にいろんな周りの状況を十分掌握させていただきながら、これからも力を入れていきたいと思っております。以上です。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 井上議員のご質問にありますように、私、教育長として生活困窮者自立支援について、生活困窮者等の一層の自立の推進を図るため、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律が、この 30 年 6 月 8 日に公布されまして、10 月 1 日より順次施行されているところです。その中に、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援については、福祉関係者だけでなく、教育関係者も綿密な連携を図ることとされています。

この部分については、今までも玉城町の場合、学校と福祉、特に子育て支援等の連携をつんで、子どもの学習だけでなく、家庭生活また家庭習慣、それとか家庭環境の改善に取り組んできたところです。

特に教育委員会としましては、今後も福祉課、子育て支援との連携を図り、貧困家庭の子どもへの支援を更に行っていきたいと思っております。これは経済的な部分だけではなく、生活困窮家庭の子どもがすべて学力が低いというわけではありません。ただ、そういう環境の中で、子どもたちがしっかり自分の力を伸ばしにくい部分もあるかと思うので、学習支援については、今までも学校のほうでは休み時間や放課後を使って、個別指導をしてもらっています。そういう部分も今後、一層に進めていきたいと考えています。また、経済部分については、特に就学援助の制度がありまして、生活保護の基準の 1.5 倍の基準に満たない家庭については、学用品や給食費、新入学用品、修学旅行の費用については、支給を行ってもらっています。そういう部分でも今後、就学援助のほうもできるだけわかりやすい、見やすい形で受給していただけるように努めてまいりたいと思

ております。以上です。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） お二人の具体的なお話を伺いましたけれども、すみません。お考えを伺いましたけれども、これから具体的な質問をさせていただきたいと思います。

では、町職員同士の連携について、3つの項目に分けて質問いたします。

1つ目に役場内、2つ目に役場の外で、3つ目に子ども関係施設との連携について、伺います。相談窓口以外の部署での窓口対応、例えば国民健康保険の届け出や戸籍の届け出などの受付窓口は、部署の違いはありますけれども、職員が気づいた場合、職員同士の連携の状況、また今後の改善をされていくなれば、どのようにされるかお答えください。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 藤川健君。

○保健福祉課長（藤川 健） 職員の連携ということでございますけれども、当然のことながら各それぞれの部署でもって、発生した事由が違う部署の内容と違えば、例えばそういった生活困窮の部分で、それは税務住民の窓口へ行かれたといったことになりまして、当然、私どものほうへ連絡調整等をいただいて、連絡が入ります。他に行ったとしても、こういったところ辺の例えばですけども、生活困窮というような部分については、私どものほうへ連絡が入る。そこからまたそれ以上のことであれば、今、生活支援の自立支援法の部分については、社協のほうで窓口をしていますので、ここから社協のほうへ連絡、案内ということで、させていただきましますとか、なおさらに地域共生室というのもできておりますので、そちらの相談窓口へということで、連携を図っておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 各々職員さんのキャリアなどで気づきや対応は大きく違うと思います。熱心なところだとマニュアル化されて、こういうふうな感じの方がいらっしやいましたら、こういうふうに言ってつないでくださいねというマニュアルをつくられている自治体もあるようです。そういうマニュアル化が重要になるかと思っておりますので、これからは新人さんでも対応ができるように検討いただきたいと思います。

では、次に役場の外、例えばごみ収集や庁舎以外での気づきによる担当部署との連携はどのようにされているのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 生活環境室長 見並智俊君。

○生活環境室長（見並 智俊） 私、この井上議員の質問については、ごみの内容からということで、よろしかったんでしょうか。こちら生活環境室のほうで、ごみ収集運搬ということで行っておりますことから、こちらから説明をさせていただくのですが、ごみの収集に関しましては、1箇所の集積場を分単位で、それぞれの集積場を回っておるといった状況でございます。その中で、限られた時間の中で、例えば個人を特定したり、またその中身から経済状況を判断するというのは難しいと思われるのですが、もし仮に

そういう気づきの点というのが、もしございましたら、担当部署のほうにつなげてまいりたいとは思っております。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） ごみ収集に限らず、例えば外での業務とか、他のごみ収集以外の担当の方でも、多分、気づきがおありになるかと思えます。そういう状況の場合は、やはり担当の部署につなげていただくなどの対応をお願いしたいと思えます。

では、子どもの様子から気づくこと、学校、保育所、放課後児童クラブなどから担当部署への相談など、連携はとられているのでしょうか。また、今後の対策についてもあれば伺います。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 学校、保育所、放課後児童クラブ等と担当部署との連携は行われているかという部分ですが、生活貧困家庭を限定した連携では行われていませんが、子どもの生活背景において、課題のある家庭、虐待や経済的に苦しいお家等については、教育委員会、学校、福祉課が連携をとりながら、年2回の校区連絡会にて情報交換を行っています。

また、通常なにかあった時には、直ぐ福祉課と連絡をとりながら対応している、そういう事例もたくさんあります。また、子どもの発達状況において、課題がある子どもについては、特に保育所、今度就学してくる子どもたちの部分については、教育委員会、学校、保育所、福祉課が連携して、巡回相談、時には教育委員会へ保護者の方がみえる教育相談等を行っています。

その情報も福祉課、保育所、学校等に連携しながら情報交換はしているところです。具体的には保育所の巡回相談においては、長期休業中に学校の職員も先生方も参加して、園児の様子を細かく観察して、就学に向け保育所と協議を行っています。

また、教育相談という形では、学校経営アドバイザーが保護者との思いを聞き、就学に向けてどういう形で今後進めていけばいいか、アドバイスをを行っているところです。

また、放課後児童クラブと学校も、特に下校時に学校でこんなことがありましたとか、そういう情報を伝えたり、また時には放課後児童クラブで、こんなことがありましたという情報を学校にいただいたりしながら、一人の子どもを両方の学校、放課後児童クラブの先生方でみていこうという、そういう取り組みは今までも行っておりますし、今後も行っていきたいと思っております。以上です。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 現在ケーブルテレビの玉城チャンネルで、1日に何度も、先週は日に5回ほど児童虐待防止啓発講演の放送がありました。とてもためになる内容でした。教育長のお話から子どもに関しては、虐待防止の啓発も生活困窮者支援に共通することが多いということがよくわかりました。

では、次に町民側との連携について、伺います。先ほどごみ収集を例にあげさせてい

いただきましたのも、ある大学の先生が半年間、ごみ収集の仕事を実際にやってみて、ごみの雰囲気だけで、その地区がどういう状況にあるかがわかるようになってきたということでした。ごみから情報を得るということは、いろんな分野で行われておりますが、ごみ袋を開けてチェックしなくてもわかることが、いくつかございます。例えば今まで分別されてきた地域の集積場が、急に荒れてきたらけしからん人がおると怒る方は非常に多いです。しかし、今まで分別してきた人の健康状態が思わしくなくて、子どもや高齢者だけになっていないか。ほかに一人暮らしの方の認知機能が低下していないかという可能性も考えなければなりません。その際、区長さんや民生委員さんなど、その地区に気にかける必要がある人がいるかもしれないことを伝える。また、毎年区長が代わる地区が多い中、こういった気づきを町に相談していただきたいということを伝える必要があるかと思えます。区長会などの場で、どの程度伝えることができているのでしょうか。また、区長や民生委員の皆さんとの連携は、現在どのような状況かお聞かせください。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 私が答えます。まさに町がコンパクトで、それぞれの4校区がまとまっておるのが町の特色です。しかし、今の現状はそうした以前のような集落のいろんな伝統行事や集まりがなくなっているという、これではいかんなど。井上議員がおっしゃったように、生活に困ってみえる方々の把握をどうしていくのかと、こういうことなんです。

もう3回目に確かなりましたけれども、年度初めに区長さん、民生委員さん、PTAの役員さん、校長先生、保育所の所長さん、そういう方が集まりまして、学校の教室でそうした意見交換をしたり、いろんなみんなでそういった子どもの問題があれば取り組んでいこうと、こういう意見交換をしております。町として独自にね。そういう体制をとっておりますので、またこれからも特に玉城町の場合は、民生委員さん大変熱心で、そして民生委員さんを辞められてからも、またお手伝いをいただいておりますし、そして他にも申し上げるまでもありませんけれども、ボランティアの活動の方が非常に多いです。サポーターさくらさんを始めいろんな活動の方が。そういった方々のネットワークを大事にして、決め細かく把握をしていこうというのが、町の今の現状ですから、是非、議員もいろんな面でご活躍をいただきたいと思えます。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 次に、町民側との連携について、2つ目を伺います。

障がい者雇用の促進についてです。障がい者の法定雇用率が上がることによって、大きな企業は必ず障がい者雇用を進めないといけなくなるわけですが、玉城町外の本社で雇用されてしまうと、玉城町内の雇用につながらないという状況になります。また、精神に障がいのある方は、その特性ゆえに雇用されにくいのが現状です。雇用促進に向けて連携をどのようにされているのか、また今後について伺います。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 西野公啓君。

○産業振興課長（西野 公啓） 今、ご質問いただきましたことに関しまして、就労の支援という形で、私どものほうでお答えをさせていただきたいと思います。

障がい者雇用の促進についてでございますけれども、以前よく似たご質問も頂戴しておりまして、町の障がい者自立支援協議会に、仕事部会というのがございます。井上議員も参加をいただいておりますので、よくご存知のことかと思っておりますけれども、これをこの自立支援協議会の中で、先に計画も策定をさせていただきました障がい者福祉計画、この中でも促進をどのように図っていくかという取り組みの仕方も書いてございます。

特に具体的には今年度、圏域、玉城町だけではなくて、先ほど広域的なお話もされましたけれども、南勢志摩を含めまして、広域的に事業活動というものも参加をさせていただいておりますので、特に小売業、製造業など4つの事業所に、障がい者ご本人が当事者が訪問をするという計画も持っておられるようです。

障がい者雇用といいますのは、非常に事業所といたしましても、障がい者雇用を高めたいと、いわゆる障がい者雇用率の確保を目指そうとする事業所と、また働きたいという障がい者がうまくマッチングができればよろしいんですけども、先ほどお話にありましたように、非常に難しい部分、場面もございます。そのために障がい者の福祉のほうからいいますと、就労移行支援A型であったりとか、B型であったりというふうに移行という部分を含んで、新しい常時、常雇いという形で持っていこうという支援サービスもございます。

何はともあれそういう障がい者支援サービスを受けながら、支援をさせていただきながら進めていくわけですけども、ただこの計画を立てるにあたって、アンケートの実施をさせていただきました。その中で一番結果として多かったのが就労支援、この言葉が一番就労支援ということが一番に必要だと言われる方が非常に多くて、まずは障がいをお持ちの方が、そういう働くイメージを持っていただく。そして社会参加への誘導とか、機会をつくっていくというのが行政の役割ではないかと考えておるところです。具体的にもう1つ事例を紹介させていただきますと、先に設置をさせていただきました生涯現役促進協議会、こちらもございますけれども、今、障がいという視点で支援の仕組みを、ご紹介させていただいたんですけども、障がい者だけではなくて、その家族も含めてこの協議会において、先頃マッチングが1つできたという話も聞いておりますので、こういう協議会にも期待を実は寄せているところでございます。以上です。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 今ご答弁いただきましたように、身体の障がいの方とか、発達障がいの方とかは、非常に雇用率も進んでいるかと思うのですけれども、なかなか精神の方は就労に結びつかないと私は感じているのですけれども、以前、坪井議員も質問されておりましたけれども、役場内での雇用、また私も以前に質問させていただきましたが、

精神の方を雇用するにあたってのケアの準備などは、どのようにされているか。その後どうなったかもお聞かせいただくと、お願いいたします。

○議長（山口 和宏） 総務政策課長 中西元君。

○総務政策課長（中西 元） お尋ねの障がい者雇用の状況ということ、以前も坪井議員のほうからご質問がございました。法定雇用率、自治体にあっては2.5と規定されておりますが、現在、玉城町ではそれを下回っておるという現状、これはいち早く改善をする必要があるということは、当然認識をいたしておりますが、今後につきましては、法定雇用率を上回るような、例えば県立の障がい者施設、また福祉関係の施設ともいろいろ相談もさせていただきまして、従事可能な業務、それは何かということを検討しながら人員確保に努めていきたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 先ほども申し上げましたように、精神の障がいをお持ちの方を雇用することに関しては、なかなか企業の皆様も難しいと感じておられますので、是非、役場のほうで率先して、雇用するという方向でご検討いただきますようお願いいたします。

では、次に先月NHKでは発達障がいをテーマにした番組を、1週間集中して放送されておりました。日本で発達障がいの診断を受けている人は、推定48万人、診断を受けていない人を含めると10倍以上いると言われているそうです。

雇用する側だけでなく、同僚を含めて、障がいそのものを理解していただけないと、あの子はさぼっておると誤解されたり、特性に合わない仕事をさせられて、できない人のレッテルを貼られたりと、苦痛を感じて1年以内に辞めてしまう方が、これからもどんどん増えるはずです。

私には関係ないと思っておられる一般の方に、障がいを理解していただける働きかけは、今後どのように計画しておられますか。

○議長（山口 和宏） 町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 私が答えます。

大事なことですね。名前はオープンにしてもいいと思いますけども、落語家の柳家花緑さん、ずっと通信簿が1やったようです。ところがすごいです、落語界での活躍は。それは1つのやっぱり障がいということがわかったんですね。ほかにもゲストの方が出ておられまして、私もその番組を見てみましたですけども、障がいを持ってみえるということが、みんなが理解をしていくこと、これが大事なんですね。

従って人権のことにもあるわけで、今度、福祉会館でも講演があります。毎年、町としてそういう皆さんに理解をしていただくような啓発の講演会をやっています。それから大事なことでありますから、また、年明けて新年度にも、是非そういった形でみんなが理解し合って、そして、そういった障がいのお持ちの方でも、まさに安心して暮らせる玉城町にしていきたいと思っておりますので、これからも力を入れていきたいと思っ

います。以上です。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 玉城町では実際すごくいい講師の方をお呼びして、いろいろな良い講演をされているのですけども、どうしてもやっぱり私には関係ないわという方が多いのか、良い先生でも受講の方が少なかったりして、残念に思うことが多いのですけども、関係ないわと思っていらっしやる、同僚になり得る、障がい者の方の同僚になり得る方に、理解を進めていただけるような働きかけをお願いしたいと思います。

前回の9月議会で申し上げましたとおり、現在、大学を卒業したのに働くことができない、自分に発達障がいがあることもわからずに、人と同じように働くことに悩む若者が急増しております。仕事に時間がかかり過ぎるので残業する。そして、それを元に健康を害していく。また、田舎ゆえに家族が良い大学に進学したと自慢をしたり、将来の期待が大きいと、病んでしまって働かなくなっても、実家に助けを求められなかったり、実家に戻っても引きこもりがちになって、働けなくなる事例も少なくありません。

先ほど雇用促進についての時に申し上げましたとおり、貧困につながる原因は当事者の問題だけでなく、周りの方のご理解なくしては解決することができません。悪意がなくとも、噂の中心人物にされたり、いろいろ詮索されたりするだけで、当事者の方は傷つきますし、相談に行くことを躊躇されて対応の遅れにつながります。

例え窓口がどんなに充実していても、相談に来ていただくことがなければ、やはり対応にはつながらないと思います。誰もが貧困になる可能性があることも含めて、貧困について偏見なくご理解いただく活動について、今後どういったことをしたいということがございましたらお答えください。

○議長（山口 和宏） 答弁できますか。保健福祉課長 藤川健君。

○保健福祉課長（藤川 健） 私もこの10月1日からということで、こんなこと言ったらいかんのですけども、なかなか難しい部分、返答にちょっと困るところもあるのですけども、貧困ということで理解を求めていく活動というような中身におきましては、はじめの質問にもございましたけども、民生委員さんということで、この方々は地域のことも身近におっていただくという方々で、いろんなことの情報も身近につかんでいただけたらと思いますので、その民生委員さんも1カ月に1回は寄っていただいて、情報等もやっていただけておるようでございますので、そういった中で今の生活困窮の自立支援の内容を周知をさらに図って、そこから住民の皆さんにこういう支援があるということを随時知らせていっていただくということで、対応をしたいと思っています。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 次に、町民側との連携についての4つ目に移ります。

子どもの居場所確保について伺います。

子どもの居場所については、近年子ども食堂を運営するNPOさんも増えておられます。居場所が貧困とどんな関係があるのかと言われる方もおいでになりますが、核家族

化が進む、家族以外とのいろいろな立場の大人の様子を見て学ぶ、コミュニケーションをとる練習をする場がなくなっており、将来の働けない大人になることを防ぐために、居場所づくりはとても重要と伺っております。

既に玉城町には場所もございますけれども、住民や団体が居場所づくりをする上で、どんな連携や支援をなされているのか伺います。

○議長（山口 和宏） 保健福祉課長 藤川健君。

○保健福祉課長（藤川 健） 議員もご存知のとおり、保健福祉会館のほうには、毎日親子で自由に来ていただける環境ということで、ニコニコということで整えておるような状況で対応させていただいておりますし、子育て以外のさまざまな相談にも対応できるような体制、地域共生室ということで、子育てから高齢者、それから障がい、生活困窮の全体的な総合的な窓口をさせていただいておりますということで、そういったことに努めさせていただいておりますし、先ほどもまた繰り返しですけども、高齢者から子どもまでといったところで、みんなが集える場所といったところを運営させていただいておりますし、1点その子どもの居場所ということで、新たに11月初旬、たまきあいさんの部分で親子食堂等も設置をして、始めていただいておりますし、そういったところで居場所が確保できるような形を進めたいということで進めておるところでございます。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西章君。

○教育長（中西 章） 子どもの居場所、本当は学校も子どもの居場所の1つです。もう1つ考えると家庭も子どもの居場所であり得なければならない。またスポーツ少年団等を見ても、剣道にしろ、空手にしろ、野球にしろ、バレーにしろ、バトミントンにしろ、たくさんのそういう子どもが行って、そこで自分が認められて、ここに居ていいんやな、ここへ来て良かったなと、そういう場所が子どもの居場所と、大きく考えれば、そういうふうになるのかなと思います。

特に教育関係につきましては、不登校の子が中学校のほうで、学校という場所では居られない状況になって、学校が居場所ではないと、その子は捉えて、家で生活をしている。今回、協（かなう）さんをお願いして、そういう不登校の子どもたちの居場所として、協（かなう）さんをお願いして、試行的にちょっと始めてみたんですが、最初はやっぱり高齢者の方と触れ合って、また来てなとか、元気にしとったかなと、そういう声をかけていただくことが、子どもにとってはすごく居心地が良くて、また今度来ようという、そこでまたあるおばあちゃんとの関係ができたりすることで、より居場所として良い場所になっていくのかなと思います。

そういう部分で広く居場所と捉えるのと、もう1つどうしてもそこから行けない子にとっての居場所を、今後、学校教育のほうでも、教育委員会としてもつくっていきたいと思っております。以上です。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番(井上 容子) では、4つ目の項目に移ります。

玉城町社会福祉協議会の会長は町長が務められておりますが、玉城町社会福祉協議会また三重県社会福祉協議会と町との役割分担については、どのように進めていくかお考えをお教えてください。

○議長(山口 和宏) 保健福祉課長 藤川健君。

○保健福祉課長(藤川 健) 県の社会福祉協議会と町社会福祉協議会との役割分担といたったところでございますけれども、当然のことながら、県社協というのは三重県の地域福祉施策を補完をしながら、事業内容、地域福祉施策について、進めていただいております。同じような形で、町社会福祉協議会といたったところについては、町の地域福祉施策ということで進めていただいておりますという形で、お互いが連携をしながら進めておるといったようなことでございます。

○議長(山口 和宏) 5番 井上容子君。

○5番(井上 容子) 後ろの議員さんから貧困対策と違うんかというご意見をいただいたんですけど、先ほど町長もおっしゃられましたように、貧困対策に関しましては、社協さんが窓口になっているということでございます。特に玉城町では県の社協さんのほうで、相談支援センターが対応していただくことができるようになっているかと思うんですけども、知り合いに知られたくない方には、町へ問い合わせするよりも、県のほうが知らん人が多いわけですから、問い合わせするのは気安く電話ができるのではないかと思います。

町として県の社協さん、つまり相談支援センターさんに相談することもできるんだよというPRの役割を担うことも必要だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長(山口 和宏) 保健福祉課長 藤川健君。

○保健福祉課長(藤川 健) 町といたしましてもですね、必ず玉城町の方なら玉城町社協へといったことではなくて、県のほうへということもアピールというか、アナウンスはしておるといった状況でございます。

○議長(山口 和宏) 5番 井上容子君。

○5番(井上 容子) では最後の質問に移らせていただきます。

8050問題は、データ分析による早期発見に向けた取り組みは、進んでいるのかどうか伺いたいと思います。

○議長(山口 和宏) 保健福祉課長 藤川健君。

○保健福祉課長(藤川 健) 8050問題ということにも限らないかもわかりませんが、生活保護に至る前の段階にあります生活困窮者に対して支援を強化していくということで、先程来の27年4月から施行されました、生活困窮者自立支援法でございますけれども、生活困窮者と言いますのは、大変多様な複合的な問題を抱えておるといったことも多くあると思っております。

その解決のためには、地域のあらゆる関係機関、それぞれの強みを生かしながら、役

割分担を図りながら、包括的な支援を具現化していくといったことが重要ではないかと思っておるところでございまして、生活困窮者の早期発見とか、その環境変化を把握するという部分におきましては、間接的な支援、それから、法に基づく制度支援と、議員がおっしゃられますデータのみで担うということは、なかなか困難、難しいと考えるところございまして、そういった部分については、地域住民、相互の支え合いによって、共助の取り組み、そういったものの部分を含めて、あるいは必要に応じてはインフォーマル的な部分の支援を組み込みながら、そういったところを進めていかないかんのじゃないかと思っておるところでございまして。

こんなところで、今、現存します生活困窮者の自立支援制度、これを着実に町としても実施をしていくといったところ。それから、地域共生社会の実現に向けまして、制度や分野ごとの縦割りというのを超えて、地域住民の多様な主体が参画して、課題を発見して解決につなげていくといったところが必要でありますし、そういったことで進めていきたいということで思っておるところでございまして。

○議長（山口 和宏） 5番 井上容子君。

○5番（井上 容子） 8050 問題、もしくは7040 問題と言われる方もあるのですけども、新聞に取り上げられることが、かなり増えたように思います。70代、80代の親御さんが亡くなって、親の年金で暮らしていた40代、50代の子どもさんが働いていない状態で残されたということが問題なわけですけれども、多分あの家そうやわとか、うちがそういう対象なんかと思われる方もいらっしゃるかと思います。

これから相談にのっていただきやすい環境づくりをお願いいたしまして、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（山口 和宏） 以上で、5番 井上容子君の質問は終わりました。

質問の途中ですが、10分間の休憩をいたします。

（午後3時28分 休憩）

（午後3時40分 再開）

○議長（山口 和宏） 再開いたします。 休憩前に続きまして、一般質問を行います。

〔7番 中西 友子 議員登壇〕

《7番 中西 友子 議員》

○議長（山口 和宏） 続きまして、7番 中西友子君の質問を許します。

7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 議長の許可をいただきましたので、通告書に沿って質問をさせていただきます。

近年、日本各地で自然災害が多発しております。近くでは大阪や和歌山での地震が発

生し、南海トラフなどの体験したことのない地震等が起こった場合の対策などが、今後求められると思います。

今回は避難するまでは、皆さん今まで私も含めてですが、質問させていただいたことがあるのですが、避難したその後について、重点を置いて質問をさせていただきます。

まず①として、避難所のあり方について、海外の避難所の状況やスフィア基準と比べて、また現状の玉城町として行おうとしている避難所の運営について、お聞きします。私も海外の避難所の運営状況を全く知らなかったんですが、知人や友人から海外の避難所はまるで別荘や、そういう避暑地に来たような感じのところ、そういう運営をしているところがあると言われて、調べてみたところ一テントに5人ぐらいの収容があって、簡易ベッドですが、それも導入されていて、食堂も独立したところで食べることができるという内容でした。

スフィア基準というのは、難民の救援のテントですが、そこでも個人の一人あたり3.5㎡のスペースが確保されていて、プライベートも確保されているという内容でした。海外やスフィア基準と比べて、日本がどうの、こうのとか、そういうことも言われていますが、現状の玉城町として行おうとしている避難所の運営はどうなっているのでしょうか。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君の質問に対し、答弁を許します。

町長 辻村修一君。

○町長（辻村 修一） 災害に強いまちづくりということで、まずは災害の後の避難所、そのことについてのお尋ねでございます。

いろいろ専門用語でご質問をいただいておりますけれども、やはりまさに言っておりますのは、自助・共助、そして公助、そしてもう今日まで日本列島の多くの地域で災害が発生し、それによって避難所が運営され、そして、災害の規模によっては相当の年月も、東日本大震災もそうでございますけれども、かかっておるもの。あるいは早く復旧・復興ができておるというもののあるわけでございますけれども、やはり非常に私の記憶では、阪神・淡路大震災から今日に至るまで、随分と国・県あるいはそれぞれの市町での避難所運営やいろんな工夫がなされておると。まだまだ完璧にはいきませんが、そういう現状にあると私は認識をしておるわけでございます。

しかし、災害の後の避難ということでもありますけれども、まさに非常事態が起こっておるわけでもありますから、行政の職員も警察も消防も、場合によっては被害を受けておるといのが現状で、そんな中でどうしていくのか。勿論まずは優先順位をつけて、一番命を守るために危険な状態の人に優先順位をつけて救助していくということになるわけでございますけれども、それぞれがやはり役割分担をして、最大限の機能を発揮していくということが一番要ると思っておるわけでございます。

そんな中で町といたしましては、まずは避難所の運営のマニュアルというものも、これからもう少し詳しくまとめていきたいと思っておりますのと、やはり阪神・淡路のと

ころへも5回も6回も、私も皆さん方と一緒にあって行って、お話を賜っておりますけれども、1日目は隣近所、避難なされた方々が自立で運営してきた。そこに行政がもちろん応援体制に入っておると。あるいはまた国や県からも入ってもらっておるというところでの、もう一度どういうところに課題があるのか、どういう工夫が必要なのかということも勉強をしていく必要があろうと思っておるわけでございます。

基本はやはり自助・共助、共助の中で良い形で運営ができていくようなことも、是非町としても力を入れていきたいと思っておるところでございます。また、質問の内容によりましては、それぞれの担当からもお答えを申し上げます。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 避難所の運営については、またこれから精査を重ねていただけるという内容でしたが、前段質問された議員さんも、玉城町総合防災マップの中でのお話で、避難者数が1日目には約1,100人、1カ月後には5,600人と、膨れ上がってきているという状態の示唆もありますので、いろいろな角度での計画を作成していただければいいのではないかと思います。

次に、②番として、避難所に指定されている施設、場所についてですが、小学校・中学校を含めて質問させていただきます。

前段の玉城町総合防災マップを資料でいただいておりますが、それを基にお話をさせてもらうと、地震ハザードマップというところで、避難所に指定されている保健福祉会館が震度6強の可能性のある近くに建っているのと。同じく福祉会館ですが、液状化ハザードマップを見ますと、可能性が高いところに建っているんですね。

場所的に福祉会館からお話させていただくと、液状化の危険性が高いところに建てられていますが、ここを緊急避難場所に指定されている、今の現状で良いのかどうか確認させていただきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 避難場所ということにつきましてですけれども、避難場所につきましては、災害が発生すると恐れがある場合、その都度、避難場所を指定することとなっております。

現状といたしまして、気象警報時、風水害の部分ですけれども、その都度、指定避難所であります保健福祉会館、各小学校、中央公民館を避難場所と指定し周知しております。液状化による避難場所の状況ですけれども、可能性が高い場所にある保健福祉会館ですけれども、まず開設できない場合は、まず指定をしていかないということになります。

ですので周知の段階で、保健福祉会館への皆様の誘導、避難の周知はいたしません。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） その都度、避難場所を設定されるということで、だいたい私も理解することができました。

では、建物のほうについて、玉城町公共施設等総合管理計画から45ページを見ますと、

玉城町保健福祉会館の施設の問題点として、構造自体に問題はないが、経年的に設備関係、特に空調の修繕の回数が増えてきている。また対応の部品の調達も困難になってきているとあり、47 ページには玉城町保健福祉会館は災害時などの役場の二次機能や指定避難場所として重点拠点施設として今後とも適正な維持管理により存続を図っていくとなっており、施設の長寿命化を図るため空調機、ボイラー、浴槽などの大規模設備改修をはじめ照明のLED化を進めていきますとありますが、この予定は今のところ、こういう計画で出ているので、どう進めていくことにしようとしているか、考えがあればお聞きしたいと思います。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 西野公啓君。

○産業振興課長（西野 公啓） これまで私が担当させていただいておまして、状況をお話をさせていただきますと、既に今、環境面を考えまして、増築をさせていただいておりますけども、この辺りのLED化、そしてまた太陽光パネルを置き、蓄電池を置いたり、そういった辺りを順次整備は進めてきております。

先ほどおっしゃいましたような空調、そしてまた20年からの経年劣化に伴いまして、また設備物につきましても、また調達という部分から今後、計画的に整備を進めていく必要がありますので、先ほどおっしゃっていただきましたものは、逐次対応できるものから進めさせていただいている状況です。以上です。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 震災などの自然災害はいつやってくるかわからないので、大規模改修の予定が立っているなら、早めに計画を立てていただくようにお願いします。

引き続き避難所に指定されている中央公民館ですが、34 ページに中央公民館のほうも避難所になっているのですが、将来に向けて他の施設も含めて複合化を図っていきますと書かれており、施設の改修・建替えを検討中であるとあるのですが、ここも建替え検討中となった、その期間はどこに避難所の数が減るわけにもいかないもので、指定されていなくても、避難所はここに代わるものがあると思われるのですが、この計画についてもどうなっているのか教えていただきたいと思います。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 7箇所ございます避難所の中で、対応したいと考えております。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 残りの7箇所の施設で対応されていくということで、次、体育センターですが、隣接されている体育センターのことについても、使用すると思われるのでお聞きしたいのですが、これも一部の老朽化が見られ改修建替えを検討中であるとあるのですが、ここは避難所として使われなくても、私が先ほどの質問をした中で、人数がまた1カ月後に増えてくるようになった時に使用すると思うのですが、ここの施設の扱いはどうなっていますか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 体育センターのほうについても、非常時に避難所として使用していきます。ただ、中央公民館本体のほうにもホールがございます。併せて計画にもよりますけども、例えば中央公民館のほうを使えない間は、体育センターのほうを使うとか、その中で移動が可能であれば、そういたしますし、また田丸小学校のほうへ中央公民館の在所の方の部分も移動とか、玉城中学校を使うとかいう形で、進めてまいりたいと考えております。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） ではそのお話に出てきた小学校、中学校のほうの質問に移らせていただきます。

小学校、中学校は休日・祝日などで生徒がいない時に震災が起これば、そのまま住民の方々の避難所として使用ということになると思うのですが、平日、在校生がいる時の避難状況、その関係についてもお話を伺いたいので、よろしくをお願いします。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 在校中の児童の皆様におかれましては、教室でのおそらく待機になるかと思えます。体育館のほうにつきまして、避難所としてまず運営をしていくという流れになるかと思えます。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） では教育長に質問させていただきたいのですが、生徒の避難とかについては、マニュアル等でできていると思うのですが、どのようになっているか教えていただけますか。

○議長（山口 和宏） 教育長 中西 章君。

○教育長（中西 章） 地震が起きた場合、子どもたちはまず最初、机の下に身を伏せます。一時的な大きな地震の揺れが収まったら、基本的には広い運動場のほうへ避難します。そこで人数確認をするということです。その間に近隣の住民の方がみえた場合には、体育館のほうへ入っていただくという部分ですが、三重県の学校管理下における危機管理マニュアルには、学校が避難所となった時にはという項目があります。

その中の1つに避難所の開設、避難所運営委員会への引き継ぎ、避難所運営の協力とあり、避難所に使用する場所の破損部分の片づけや、避難所に使用する場所のレイアウト、立入禁止区域、危険箇所及び使用除外施設等の明記、受付での避難者名義への記入、避難所運営の協力が先生たちにも課せられております。

各学校にもそれぞれ危機管理マニュアルがありまして、地震が起きた時にどういう動きをするかという部分があります。そこにも先生たちの町職員が来ての避難所開設に向けての協力や準備が書かれていますので、そういう動きになるかと思えます。

ただこれは紙ベースで書いてあるだけですので、実際にそういうことを想定した訓練も机上での、誰がどこへ動いてどうするかと、そういう話し合いはたぶんしておりませ

るので、今後、町の訓練に参加したり、研修にまた学校独自の訓練や研修を組んで、避難所になった時にどうすべきか。子どもたちをどうしていくのか。これは子どもたちが来ている、平常授業をやっている時の場合とか、または休日の場合とか、そういう想定をしながら研修や訓練を、今後行っていきたいと思っております。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 学校などは大勢で動くことが多くなると思いますので、引き続き訓練やそういう行動マニュアルなどの精査をやっていただきたいと思います。

続いて、③番の質問に移ります。

玉城町として災害時の協定や連携は、県内・県外でどのようにとられているのか、まずは身近な近隣市町とかもあると思うのですが、県内からお答えいただいてもよろしいですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 協定ですけれども、県内外をさまざまな業種とかございます。ですので申し訳ございませんけれども、県内・県外問わず回答させていただこうと思っております。

まず広域の拠点につきましては、県内市町において、三重県市町災害地応援協定が締結されており、全国町村会においても応援体制が確立されております。当町においても、全国町村会からの要請で、熊本県、広島県などへ避難地への職員派遣をいたしております。

その他、消防、廃棄物の処理、水道の災害、防災ヘリコプター、民間企業との物資など、さまざまな業種との応援協定が、現在36件締結しております。ただ36件でいいのかどうかということにつきましては、引き続き応援体制の充実を図っていく必要はあると考えております。

なおこれらの支援、協定がございまして、円滑に受けられるように、受援体制の整備は今後の課題となっております。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 36件が多いのか少ないのか、私にもちょっと図りかねるところですが、これからも支援を受ける内容なども、精査とともに増えてくると思いますので、その度に見直しなどをかけていただければいいかと思っております。

④に移りまして、非常食で長期間を過ごすには限界があると思われれます。東日本大震災の時などは野菜不足も問題となっていたようです。ローリングストック法として休耕田や畑の活用など平時から施策としてできることもあると思うんですが、町としてのお考えはどうか。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 西野公啓君。

○産業振興課長（西野 公啓） お尋ねいただいております非常時の視点から農業を考えるとしました時にお答えをしたいと思います。

非常食の限界に関しましては、災害が起こると食料の確保が最優先されます。これ実際に食料を備蓄しておくということは、非常に難しいというのは皆さんご承知のことかと思えます。

そして備蓄の新しい方法として、先ほど議員がおっしゃいましたローリングストック法というのがございます。これは日常の中に食料備蓄を取り込む考え方でありまして、普段から少し多めの食材、加工品を買っておいて、使った分だけ新しいものを買っていきといった、常に一定量の食料を備蓄していく方法、これをローリングストック法と言いますが、これらの方法によりまして、備蓄品の鮮度を保ち、いざという時に日常生活に近い食生活ができるというのが特徴となります。

そこで休耕田や畑の利用をこの方法でやるということは、応用版であると思えますし、災害時に一定量のものの確保であったり、継続的な田畑の育成管理を誰が行うのかということが非常に大きな問題ともなります。

また、農家のように営農ということではなくて、家庭菜園程度で小規模でこれを考えますと、はたして災害時に量とか質を確保できるのかという疑問もございますので、このような手法によりまして利用というのは、非常に難しいものではないかと考えます。

むしろ災害時におきます食料の確保と申しますのは、どちらかという前段の協定にもございますけれども、JAであるとか、地元農家、また担い手といったところから協力を得るということを検討すべきではないかというのが、私どもの考えているところでございます。以上です。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） ではちょっと質問の方向性を、同じ話題というか、質問なのですが、ちょっと方向性を変えまして、朝日新聞社の方がこの間、田丸城址 60 周年だったか、記念スピーチの時に SDGS というのを話題にしていたので、ちょっとそういうのを絡めてお話をさせていただきたいのですが、SDGS というのが、17 の持続可能な生産目標というので、貧困をなくそうとか、飢餓をなくすようにという項目も入っているのですが、平時に災害時のこともかねて、ローリングストック法というか、農地を元にして野菜をつくって回していく野菜がたくさんできてしまったとか、そういうのも廃棄せずにすむようにとか、前段の議員さんで子ども食堂の話も出ていましたが、そういうネットワークとか、回していける環境をつくっていくという考え方はどうでしょうか。

○議長（山口 和宏） 産業振興課長 西野公啓君。

○産業振興課長（西野 公啓） 先ほど申し上げましたように、まず休耕田とかそういったことを使って、実際にされているかという現状を、玉城町を見ました時に体験型の施設もございます。こちらのほうのご利用のほうを今のところ、申し出もあったようでございますけれども、現状、休農地に今の多面的機能の支払いの関係です、地元の方に協力を願って、その体験の部分の畑をお手伝いをいただいているふうに止まっています。従いまして、その廃棄が出る、出ないという以前の問題として、玉城町ではそういう運

営のことを考えていく必要があるというのが私の考えです。以上です。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） 難しい面もあると思いますが、食料不足は災害時には非常に厳しい問題になってしまうと思いますので、またいいアイデア等がありましたら、話し合う時間とかを設けて政策のほうを進めていきたいと思います。

次に、⑤番に移ります。

地域に防災力を広めるために防災の知識を持つ住民が増えることが大切ではないかと思えます。防災士の資格取得に対して、何らかの補助金を出しているのは、県内では伊勢市と松阪市でありました。私が調べたところですが、災害時の職員でまかないきれないところの手助けができる人材の育成として、資格取得希望者に対して、補助金などの制度を設けることはできないかと思っておりますが、いかがですか。

○議長（山口 和宏） 防災対策室長 山口成人君。

○防災対策室長（山口 成人） 防災士などの資格取得に対して補助金の制度を設けることができないかということについてですけれども、まず地域に防災の知識を持った方が増えるということは、地域住民の方の防災意識の高揚や防災に強いまちづくりなど、非常に大切なこととは思っております。

玉城町では現在、社会福祉協議会が中心になり、防災士、防災コーディネーターなどの資格を持った方々が、玉城防災ボランティアとして、防災啓発活動を実施していただいております。現在、玉城町のまず緊急の課題といたしましては、先ほどから他の議員の中でも回答しておりますけれども、まず自主防災組織の結成と育成、そして地域の自主防災組織リーダーの育成のための研修の派遣などということで、その点をまず最優先をいたしたいと考えております。

防災士などの資格取得希望者、個人への助成制度は現在のところは考えておりません。

参考に伊勢市、松阪市とも各組織へ向けての補助金となっております。

○議長（山口 和宏） 7番 中西友子君。

○7番（中西 友子） この防災士の資格というのは、民間のほうの資格となっております、取れる、取らないなど、知識を増やしたいとか、そういう方が対象になると思うのですが、個人に取りにいかうと思うと、結構な金額になるんですね。5万、6万と2日の講習を受けて、試験を受けてという感じになるのですが、防災ボランティアとかの講習を1年間か何か受けると、比較的格安でこの防災士の試験を受けることができたりするんですね。

でもその防災コーディネーターの研修というか、講座に参加するのに1年近く、月1回だとか思うのですが、参加しなければならないと。非常に時間がかかるのです。その防災士に限ったことではないのですが、災害を受けた時に対応できる力、コミュニケーションをとっていける人たちが多くいたほうが良いと思うので、その都度、これから検討課題に入れていただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（山口 和宏） 以上で、7番 中西友子君の質問は終わりました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。来る12月10日月曜日は午前9時から本議を開き、提出議案に対する質疑を行いますから、定刻までにご参集願います。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

（午後4時12分 散会）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

平成 30 年 12 月 日

玉城町議会議長 山口 和宏

玉城町議会議員 中西 友子

玉城町議会議員 北 守